

令和2年9月宇土市議会定例会会議録目次

◎会議録第1号 9月4日	頁
会期日程	3
議事日程	4
出席欠席者名	5
開会	7
事務報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
市長の提案理由説明	9
散会	16
◎会議録第2号 9月8日	
議事日程	19
出席欠席者名	19
開議	21
質疑・一般質問	21
5番 園田 茂議員	21
1 轟水源公園の残り区間の道路拡幅について	21
2 人口減少と少子化対策について	22
3 正代関の応援体制について	24
4 南部農免道路について	26
5 宇土市ジュニアスポーツ応援委員会について	27
6番 宮原雄一議員	28
1 消防団員の充実強化法について	28
10番 檜崎政治議員	31
1 新型コロナウイルス対策について	31
2 市税等の納入について	33
11番 野口修一議員	36
1 認知症予防から学ぶ健康づくり	36
2 ノーマライゼーション	41
散会	44

◎会議録第3号 9月9日

議事日程	47
出席欠席者名	47
開議	49
質疑・一般質問	49
1 2番 中口俊宏議員	49
1 児童・生徒の学力向上対策について	49
2 安全・安心なまちづくりについて	51
1 3番 藤井慶峰議員	53
1 安心安全な給食を提供するために地産地消の更なる推進を	53
1 4番 芥川幸子議員	56
1 避難情報等の伝達手段の強化について	56
2 認知症高齢者の暮らしの安心について	59
3 がん患者等への外見ケアの支援について	61
散会	62

◎会議録第4号 9月10日

議事日程	65
出席欠席者名	65
開議	67
質疑・一般質問	67
1 6番 杉本信一議員	67
1 轟泉水道・旧高月邸の保存活用と国指定に向けた取組について	67
2 船場界限の新たなまちづくりについて	70
1 8番 福田慧一議員	73
1 小中学校の少人数学級の実施について	73
2 保育所，学童保育のコロナ感染防止対策について	76
3 秋から冬にかけてのコロナ感染症とインフルエンザの同時流行に 対する対策について	78
4 介護施設，高齢者施設等のコロナ感染防止対策について	79
3番 今中真之助議員	80
1 指定管理施設について	80

2 教育行政について	83
3 新型コロナウイルス感染症拡大予防策について	86
常任委員会に付託（議案第81号から議案第97号）	89
常任委員会に付託（請願・陳情）	89
散会	89

◎会議録第5号 9月23日

議事日程	95
出席欠席者名	96
開議	98
地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告	98
（質疑・討論）	99
各常任委員長報告	100
1 総務市民常任委員長報告	100
2 経済建設常任委員長報告	102
3 文教厚生常任委員長報告	105
（質疑・討論・採決）	107
請願・陳情について（質疑・討論・採決）	108
議案第98号 宇土市教育委員会の委員の任命について	108
（討論・採決）	108
委員会の閉会中の継続審査並びに調査について（採決）	109
決算審査特別委員会の設置及び付託について	
（議案第73号から議案第80号）	109
（追加日程）	
議員派遣の件について	110
議案第99号 財産の取得について	111
議案第100号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第10号）について	111
発議第3号 インターネット上での人権保護を求める意見書	112
発議第4号 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書	113
閉会	114
署名	117

第 1 号

9 月 4 日 (金)

令和2年9月宇土市議会定例会会議録 第1号

宇土市告示第97号

令和2年9月宇土市議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年8月5日

宇土市長 元 松 茂 樹

1. 期 日 令和2年9月4日
2. 場 所 宇土市仮設庁舎 大会議室

1. 会期日程

(会期20日間)

月日	曜	時間	会議名	内容
9月4日	金	10:00	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 市長の提案理由説明
9月5日	土		休 会	(市の休日)
9月6日	日		休 会	(市の休日)
9月7日	月	10:00	特別委員会	地域高規格道路促進等対策特別委員会
9月8日	火	10:00	本会議	質疑・一般質問
9月9日	水	10:00	本会議	質疑・一般質問
9月10日	木	10:00	本会議	質疑・一般質問 委員会付託
9月11日	金	10:00	委員会	経済建設常任委員会
9月12日	土		休 会	(市の休日)
9月13日	日		休 会	(市の休日)
9月14日	月	10:00	委員会	文教厚生常任委員会
9月15日	火	10:00	委員会	総務市民常任委員会
9月16日	水		休 会	議事整理
9月17日	木		休 会	議事整理
9月18日	金		休 会	議事整理
9月19日	土		休 会	(市の休日)
9月20日	日		休 会	(市の休日)
9月21日	月		休 会	(敬老の日)
9月22日	火		休 会	(秋分の日)
9月23日	水	10:00	本会議	地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告 各常任委員長報告 質疑・討論・採決 決算審査特別委員会の設置並びに付託 閉会

2. 議事日程

令和2年9月4日（第1号） 午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第73号 令和元年度宇土市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 議案第74号 令和元年度宇土市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 議案第75号 令和元年度宇土市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 議案第76号 令和元年度宇土市北段原土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 議案第77号 令和元年度宇土市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 議案第78号 令和元年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 議案第79号 令和元年度宇土市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 議案第80号 令和元年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 議案第81号 令和元年度宇土市水道事業会計決算の認定について

日程第12 議案第82号 令和元年度宇土市公共下水道事業会計決算の認定について

日程第13 議案第83号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第13号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第6号）について

日程第14 議案第84号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第14号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第7号）について

日程第15 議案第85号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第15号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について

日程第16 議案第86号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第16号 令和2年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第17 議案第87号 宇土市人権擁護に関する条例の一部を改正する条例について

日程第18 議案第88号 宇土市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定め

る条例の一部を改正する条例について

- 日程第19 議案第89号 宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第90号 宇土市公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第91号 裁判上の和解について
- 日程第22 議案第92号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第23 議案第93号 令和2年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に
ついて
- 日程第24 議案第94号 令和2年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第1号）につい
て
- 日程第25 議案第95号 令和2年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
について
- 日程第26 議案第96号 令和2年度宇土市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第27 議案第97号 令和2年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第2号）につ
いて
- 日程第28 議案第98号 宇土市教育委員会の委員の任命について
- 報告第8号 令和元年度宇土市財政の健全化判断比率について
- 報告第9号 令和元年度宇土市簡易水道事業資金不足比率について
- 報告第10号 令和元年度宇土市漁業集落排水施設整備事業資金不足比率につ
いて
- 報告第11号 令和元年度宇土市水道事業資金不足比率について
- 報告第12号 令和元年度宇土市公共下水道事業資金不足比率について

3. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

4. 出席議員（18人）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 佐美三 洋 君 | 2番 小 崎 憲 一 君 |
| 3番 今 中 真之助 君 | 4番 西 田 和 徳 君 |
| 5番 園 田 茂 君 | 6番 宮 原 雄 一 君 |
| 7番 嶋 本 圭 人 君 | 8番 柴 田 正 樹 君 |
| 9番 平 江 光 輝 君 | 10番 檜 崎 政 治 君 |
| 11番 野 口 修 一 君 | 12番 中 口 俊 宏 君 |

13番 藤井慶峰君
15番 山村保夫君
17番 村田宣雄君

14番 芥川幸子さん
16番 杉本信一君
18番 福田慧一君

5. 欠席議員（なし）

6. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元松茂樹君	副市長	谷崎淳一君
教育長	太田耕幸君	総務部長	杉本裕治君
企画部長	石本尚志君	市民環境部長	小山郁郎君
健康福祉部長	岡田郁子さん	経済部長	山口裕一君
建設部長	草野一人君	教育部長	宮田裕三君
総務課長	光井正吾君	危機管理課長	東 顕君
財政課長	上木淳司君	企画課長	宮崎英児君
まちづくり推進課長	加藤敬一郎君		

7. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	野口泰正君	次長兼議事係長兼庶務係長	牧本 誠君
議事係参事	永守未和さん	庶務係参事	松本浩典君

午前10時16分開会

-----○-----

○議長（柴田正樹君） ただいまから、令和2年9月宇土市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして、事務局長に事務報告をさせます。

事務局長，野口泰正君。

○事務局長（野口泰正君） 事務報告をいたします。

令和2年6月定例会以降、昨日までの議会内の行事につきましては、事務報告書を作成しておりますので御覧ください。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 事務局長の報告は終わりました。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（柴田正樹君） 日程第1，会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、1番，佐美三洋君，18番，福田慧一君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（柴田正樹君） 日程第2，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から9月23日までの20日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田正樹君） 御異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から9月23日までの20日間と決定いたしました。

-----○-----

日程第 3 議案第73号 令和元年度宇土市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 議案第74号 令和元年度宇土市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 議案第75号 令和元年度宇土市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 議案第76号 令和元年度宇土市北段原土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 7 議案第 77号 令和元年度宇土市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 78号 令和元年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 79号 令和元年度宇土市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議案第 80号 令和元年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 議案第 81号 令和元年度宇土市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 12 議案第 82号 令和元年度宇土市公共下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 13 議案第 83号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
専決第 13号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第 14 議案第 84号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
専決第 14号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第 15 議案第 85号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
専決第 15号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第 16 議案第 86号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
専決第 16号 令和2年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 17 議案第 87号 宇土市人権擁護に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 88号 宇土市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 89号 宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 90号 宇土市公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議案第 91号 裁判上の和解について
- 日程第 22 議案第 92号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第 23 議案第 93号 令和2年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 24 議案第 94号 令和2年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 25 議案第 95号 令和2年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

について

日程第 26 議案第 96 号 令和 2 年度宇土市水道事業会計補正予算（第 1 号）について

日程第 27 議案第 97 号 令和 2 年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）について

日程第 28 議案第 98 号 宇土市教育委員会の委員の任命について

報告第 8 号 令和元年度宇土市財政の健全化判断比率について

報告第 9 号 令和元年度宇土市簡易水道事業資金不足比率について

報告第 10 号 令和元年度宇土市漁業集落排水施設整備事業資金不足比率について

報告第 11 号 令和元年度宇土市水道事業資金不足比率について

報告第 12 号 令和元年度宇土市公共下水道事業資金不足比率について

○議長（柴田正樹君） 日程第 3，市長提出議案第 73 号から，日程第 28，議案第 98 号までの 26 件を一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） おはようございます。

本日ここに，令和 2 年 9 月市議会定例会を招集しましたところ，議員の皆様におかれましては，公私共に御多用の中に御参集をいただき誠にありがとうございます。

また，市議会，並びに議員の皆様におかれましては，引き続き本市が新型コロナウイルス感染症対策に迅速に取り組めるよう緊急的な予算措置に対する専決処分等について，特段の御配慮をいただきありがとうございました。また，本定例会においても，感染拡大防止策として，一般質問の時間短縮の決定をいただきましたことに対し，重ねて御礼を申し上げます。

初めに，一昨日の 2 日から 3 日にかけて，九州に接近しました台風 9 号，そして明後日 6 日から 7 日にかけて同じく九州への接近が予想されております台風 10 号について御報告いたします。

まず，台風 9 号についてですが，本市においては，台風接近に伴い，2 日午後 5 時から 3 日午前 8 時にかけて，市内 3 か所に予防的避難所を開設し，最大 14 世帯 22 名の方が避難されました。この台風による大きな被害は，現在のところ確認されておりません。

次に，台風 10 号についてでございますが，報道されておりますとおり，この台風は最大風速 50 メートル以上の特別警報級の勢力まで発達し，広い範囲に甚大な被害をもたらす恐れがあるとされております。このことを受け，本市では，本日午後には災害対策本部を設置し，対応に万全を期すこととしております。

市民の皆様におかれましては，今後の気象情報に十分留意し，今のうちからできる備えを

進めていただき、躊躇なく命を守る行動をとっていただきますようお願い申し上げます。

さて、政府の緊急事態宣言が解除され、一旦収束の兆しを見せた新型コロナウイルス感染症が、再び全国各地で急速に広がっております。

本県におきましても、大規模なクラスターの発生をはじめ、多くの自治体で感染者が確認されており、先月4日から、県のリスクレベルが最も高いレベル4の特別警報に引き上げられるなど、非常に厳しい状況が続いております。

本市におきましても、先月3日に初の感染が確認されて以来、現在まで7人の方が感染されております。感染された方々やその御家族に対し、心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い回復をお祈り申し上げます。

こうした感染の状況を受け、市民の皆様から本市に対し、自分自身の感染を心配する声や、一部においては感染者を特定するような問い合わせ等がっております。

感染者やその家族に対する不当な差別や誹謗中傷は決して許されることではありません。また、憶測によるデマや誤った情報が拡散されることにより、風評被害で苦しんでいる方々もおられます。こうした人権侵害を起こさないためにも、様々な機会を通じて、正確な情報発信と啓発に努めてまいります。

市民の皆様には、引き続き感染症予防に努めていただくとともに、一人一人がお互いを思いやる気持ちを持って、冷静に行動していただきますようお願い申し上げます。

それでは、国や県とは別に、現在、本市が独自に取り組んでおります新型コロナウイルス感染症対策の主なものについて御報告をいたします。

まず、6月市議会定例会の提案理由説明の中でも御報告いたしました小規模企業者事業継続給付金制度につきましては、依然として市内事業者の経営状況が大変厳しいことから、その後、給付金の額を20万円増額する形で実施しております。

今月1日時点で、追加給付を含め360件の申請がっておりますが、今後も、対象となる小規模企業者が漏れなく申請されるよう、引き続き制度の周知に努めてまいります。

次に、市民一人当たり5千円分の商品券を交付する新型コロナウイルス対策くらし応援商品券事業についてですが、これは、外出自粛などで低迷した地域経済の活性化と感染予防の普及啓発を目的として実施するものであります。

この商品券は、市内事業所で利用することができ、市民の皆様にも引き続き感染症予防に努めていただくよう、メッセージも掲載しております。

商品券の交付に当たっては、昨日郵便局への持込みが完了しましたが、郵便事情もあり、商品券が全世帯に届くまでには1か月近くかかる見込みとのことでありますので、その点を何とぞ御了承いただきますようお願い申し上げます。

次に、先月5日から申請受付を開始しております、大学生等を対象とした緊急学生支援給

付金制度についてですが、これは、国の学生支援緊急給付金の対象となった方々に、5万円を追加給付するもので、ふるさと宇土を担う若者を応援したいという思いから実施しているものであります。

今月1日時点での申請件数は6件と少ない状況ではありますが、こちらの制度につきましても、対象となる学生の方々が漏れなく申請されるよう、引き続き制度の周知に努めてまいります。

そのほか、追加の支援策として、農林漁業者に対する支援給付金等の制度創設や、一般家庭を対象とした生ごみ処理機の購入に対する補助金額の拡充なども行っております。今後も必要な支援をスピード感を持って届けてまいりたいと考えております。

このウイルスに立ち向かうためには、市民の皆様や事業者の皆様をはじめ、全ての方々が今こそ心を一つにし、うつらない、そしてうつさないために、一人一人が感染拡大を抑え込む行動を心掛けることが何よりも重要であると考えております。

本市としましても、引き続き最大の危機感を持って、感染症対策と地域経済の活性化の両立に向けて全力で取り組んでまいりますので、議員の皆様の特段の御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、7月3日から本県を中心に九州、中部、東北地方をはじめとする広範囲にわたり、甚大な被害をもたらした令和2年7月豪雨について申し上げます。

この未曾有の大災害により、不幸にして亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々に対して心からお見舞いを申し上げます。

私自身も発災後、早々に人吉市を中心に被災地を慰問し、被災状況を確認してまいりましたが、まさに目を覆いたくなるような惨状が広がっており、復旧・復興には相当長い年月を要するものと実感したところであります。

今回の豪雨は、一昨年西日本豪雨の総雨量を上回ることとなり、その結果、多くの人命が失われたほか、家屋やライフラインに甚大な被害が発生し、地域経済も深刻なダメージを受けております。

これを受け、本市におきましては、人吉市を中心に物的支援を行ったほか、人的支援として、り災証明書の交付や生活再建支援の相談業務等の応援のため、職員の派遣を継続して行っております。

本市においては、熊本地震、その後の豪雨災害の際に、人吉市をはじめ、全国各地から様々な温かい御支援をいただいたところであり、そのおかげで今日まで復興への歩みを着実に進めることができました。

このようなことから、今回の未曾有の大災害により被災した自治体に対し、今後とも人的・物的支援等を含め、できる限りの対応を続けてまいりたいと考えております。

この間、議員各位におかれましても、様々な形で御支援をされておられます。改めて敬意を表する次第でございます。

ここに、被災地の一日も早い復旧・復興を共に心からお祈り申し上げたいと思います。

近年、全国各地で大規模な線状降水帯が幾度となく発生し、長期間停滞することにより、大規模な災害が発生しております。

そのため、本市でも同様の災害が発生することを前提とした防災対策の構築や情報伝達の在り方等について改めて検証する必要があると考えております。

今後も、大雨や最近相次いで襲来している台風などに備えては、予防的避難所を開設するとともに、市民の皆様いち早く緊急情報をお伝えして、市民自らが事前に危険を察知し、命を守る行動をとれるよう、防災意識の向上にも努めてまいりますので、引き続き議員の皆様のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

それでは次に、提出しております議案の御説明を申し上げます。

今定例会では、決算審査について議決日が異なることから、議案書を二つに分けて提案させていただきます。

まず、議案その1は、決算関係が8件であります。

議案第73号から議案第80号までの8議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度の一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

次に、議案その2では、決算関係が2件、専決処分の報告承認関係が4件、条例関係が4件、予算関係が6件、人事案件が1件、その他が1件の18議案及び報告が5件であります。

議案第81号、令和元年度宇土市水道事業会計決算の認定について。議案第82号、令和元年度宇土市公共下水道事業会計決算の認定について。これらは、地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和元年度の宇土市水道事業会計及び公共下水道事業会計の決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

議案第83号から議案第86号までは、本定例会では間に合わないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、御報告申し上げ、承認をお願いするものであります。

議案第83号、専決第13号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第6号）について。補正額は3億2,489万1千円を増額するもので、補正後の総額は240億9,374万5千円です。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては、所要の特定財源の計上、及び財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業として、民生費では、新型コロナウイルス対策くらし応援商品券事業、及びひとり親世帯臨時特別給付金給付事業を計上しております。

衛生費では、コロナ対策事業の人件費分等の増額を行っております。

商工費では、小規模企業者事業継続給付金事業の増額を行っております。

教育費では、学生支援緊急給付金事業を計上しております。

議案第84号、専決第14号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第7号）について。補正額は4,392万7千円を増額するもので、補正後の総額は241億3,767万2千円です。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては、所要の特定財源の計上、及び財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては、災害復旧費において、令和2年7月豪雨災害対策経費等を計上しております。

そのほか、地方債の補正については、農業用施設災害復旧事業及び文教施設災害復旧事業の追加、並びに公共土木施設災害復旧事業の限度額の変更を行っております。

議案第85号、専決第15号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について。補正額は2億9,609万9千円を増額するもので、補正後の総額は244億3,377万1千円です。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては、所要の特定財源の計上、及び財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業として、総務費では、同対策事業（企画課分）及び光ブロードバンド基盤整備事業を計上しております。

民生費では、熊本県ひとり親世帯への生活支援給付金事業等の計上、及びひとり親世帯臨時特別給付金給付事業等の増額を行っております。

衛生費では、生ごみ処理機購入補助事業等の計上、及びコロナ対策事業（健康づくり課分）の増額を行っております。

農林水産業費では、コロナ対策事業（農林水産課分）の増額等を行っております。

消防費では、コロナ対策事業（危機管理課分）を計上しております。

教育費では、コロナ対策事業として、幼稚園、小中学校、給食センター等の経費の計上及び増額を行っております。

そのほか、地方債の補正については、光ブロードバンド基盤整備事業を追加しております。

議案第86号，専決第16号，令和2年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。補正額は130万3千円を増額するもので，補正後の総額は43億9,054万2千円です。これは，新型コロナウイルス感染症の影響により，収入が減少した世帯に対する国保税の減免措置に伴う還付金を計上しております。

議案第87号，宇土市人権擁護に関する条例の一部を改正する条例について。これは，部落差別の解消の推進に関する法律等の施行に伴い，本市の人権施策をより一層推進する必要があるため，所要の改正を行うものであります。

議案第88号，宇土市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。これは，指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の改正に伴い，所要の改正を行うものであります。

議案第89号，宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。これは，家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い，所要の改正を行うものであります。

議案第90号，宇土市公民館条例の一部を改正する条例について。これは，平成28年熊本地震で被災した宇土市中央公民館の再建に伴い，これまで併設していた宇土公民館等の位置を明確化するため，所要の改正を行うものであります。

議案第91号，裁判上の和解について。これは，裁判上の和解をするため，地方自治法第96条第1項第12号の規定により，議会の議決を求めるものであります。

議案第92号，令和2年度宇土市一般会計補正予算（第9号）について。補正額は4億3,899万8千円を増額するもので，補正後の総額は248億7,276万9千円です。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては，所要の特定財源の計上，及び財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては，議会費では，職員給の増額を行っております。

総務費では，網田コミュニティセンター建設事業の計上，及びふるさと宇土応援基金経費等の増額を行っております。

民生費では，被災地支援事業（令和2年7月豪雨災害分）及び老人福祉一般経費（新型コロナウイルス対策分）等の計上，並びに国保会計繰出金経費等の増額を行っております。

衛生費では，環境衛生費一般経費等の増額等を行っております。

農林水産業費では，緊急自然災害防止対策事業（林地崩壊防止事業）等の増額を行っております。

商工費では，商工振興費一般経費等の減額を行っております。

土木費では、防災広場整備事業（復興基金創意工夫分）の計上、及び道路維持一般経費等の増額を行っております。

消防費では、消防団経費等の増額、及び常備消防費並びに熊本県消防ポンプ操法大会経費の減額を行っております。

教育費では、大太鼓収蔵館空調等整備事業の計上、及び震災対策事業（文化課分）等の増額を行っております。

そのほか、全体として人事異動に伴う人件費の補正、及び繰越明許費について網田コミュニティセンター建設事業ほか3件の追加を行っております。

地方債の補正については、網田コミュニティセンター建設事業ほか2件の追加、及び緊急自然災害防止対策事業（林地崩壊防止事業）ほか5件の限度額の変更を行っております。

議案第93号、令和2年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。補正額は208万円を増額するもので、補正後の総額は43億9,262万2千円です。これは、人事異動に伴う人件費の増額を行っております。

議案第94号、令和2年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。補正額は、3,899万2千円を増額するもので、補正後の総額は38億2,516万4千円です。これは、人事異動に伴う人件費等の減額、及び国県支出金過年度返還金等の増額を行っております。

議案第95号、令和2年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。補正額は26万円を減額するもので、補正後の総額は4億8,945万2千円です。これは、人事異動に伴う人件費の減額を行っております。

議案第96号、令和2年度宇土市水道事業会計補正予算（第1号）について。収益的支出における補正額は4万9千円を減額するもので、補正後の総額は6億6,339万3千円です。資本的支出における補正額は202万4千円を増額するもので、補正後の総額は2億4,707万円です。これは、人事異動に伴う人件費の減額、及び排水管移設工事設計委託料等の増額を行っております。

議案第97号、令和2年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について。収益的支出における補正額は204万円を減額するもので、補正後の総額は9億9,255万円です。これは、人事異動に伴う人件費の減額を行っております。

議案第98号、宇土市教育委員会の委員の任命について。宇土市教育委員会の委員の近藤修さんの任期が令和2年9月30日で満了となりますので、後任の委員を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

後任の委員には、現委員の近藤修さんを引き続き任命したいので、何とぞ御同意いただき

ますようお願いいたします。

続いて、報告案件を申し上げます。

報告第8号、令和元年度宇土市財政の健全化判断比率について。これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和元年度財政の健全化判断比率を、監査委員の意見を付けて報告するものであります。

報告第9号から報告第12号までの4件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業等の令和元年度の資金不足比率を、監査委員の意見を付けて報告するものであります。

以上が提出しております議案の概要であります。今定例会には、最終日に議案2件を追加提出する予定でありますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

1点目が、GIGAスクール構想の実現に向けた、児童生徒1人1台のタブレット端末の整備の総額が2,000万円以上となることに伴う財産の取得に関する議案1件であります。

これは、今回、本市を含めた県内のタブレット端末の整備については、共同調達を希望する市町村に代わって、熊本県が業者選定の入札を一括して行うこととなっており、その開札が今月11日に予定されていることから、開会日での議案の提出に間に合いませんので、追加提案するものでございます。

2点目が、新型コロナウイルス感染症対策として実施する、インフルエンザ予防接種事業の助成対象者の拡大、及び自己負担額の軽減に係る補正予算関係の議案1件であります。

この事業につきましては、先月26日、国から新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行に備えた方策が示されたことを受け、本市におきましても、当該接種の拡大を図るため実施を決めたものであります。来月からの事業実施に向け、対象者数の増加に係る必要経費の精査を要することから、開会日での議案の提出に間に合いませんので、追加提案するものでございます。

どうか、十分に御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（柴田正樹君） 市長の提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、8日火曜日に関き、質疑並びに一般質問を行います。

本日はこれをもって散会いたします。どうもありがとうございました。

-----○-----

午前10時46分散会

第 2 号

9 月 8 日 (火)

令和2年9月宇土市議会定例会会議録 第2号

9月8日（火）午前10時00分開議

1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

1. 園田 茂議員

- 1 轟水源公園の残り区間の道路拡幅について
- 2 人口減少と少子化対策について
- 3 正代関の応援体制について
- 4 南部農免道路について
- 5 宇土市ジュニアスポーツ応援委員会について

2. 宮原雄一議員

- 1 消防団員の充実強化法について

3. 檜崎政治議員

- 1 新型コロナウイルス対策について
- 2 市税等の納入について

4. 野口修一議員

- 1 認知症予防から学ぶ健康づくり
- 2 ノーマライゼーション

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員（18人）

- | | |
|---------------|----------------|
| 1番 佐美三 洋 君 | 2番 小 崎 憲 一 君 |
| 3番 今 中 真之助 君 | 4番 西 田 和 徳 君 |
| 5番 園 田 茂 君 | 6番 宮 原 雄 一 君 |
| 7番 嶋 本 圭 人 君 | 8番 柴 田 正 樹 君 |
| 9番 平 江 光 輝 君 | 10番 檜 崎 政 治 君 |
| 11番 野 口 修 一 君 | 12番 中 口 俊 宏 君 |
| 13番 藤 井 慶 峰 君 | 14番 芥 川 幸 子 さん |
| 15番 山 村 保 夫 君 | 16番 杉 本 信 一 君 |

17番 村田宣雄君

18番 福田慧一君

4. 欠席議員（なし）

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元松茂樹君	副市長	谷崎淳一君
教育長	太田耕幸君	総務部長	杉本裕治君
企画部長	石本尚志君	市民環境部長	小山郁郎君
健康福祉部長	岡田郁子さん	経済部長	山口裕一君
建設部長	草野一人君	教育部長	宮田裕三君
総務課長	光井正吾君	危機管理課長	東 顕君
財政課長	上木淳司君	企画課長	宮崎英児君
まちづくり推進課長	加藤敬一郎君	税務課長	深田 徹君
福祉課長	松下修也君	健康づくり課長	西山祐一君
農林水産課長	湯野淳也君	土木課長	渡邊 聡君
都市整備課長	豊田栄二君	生涯活動推進課長	内田雅之君

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	野口泰正君	次長兼議事係長兼庶務係長	牧本 誠君
議事係参事	永守未和さん	庶務係参事	松本浩典君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（柴田正樹君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 質疑・一般質問

○議長（柴田正樹君） 日程第1、質疑並びに一般質問を行います。発言通告があつておりますので、順次これを許可します。

5番、園田茂君。

○5番（園田茂君） おはようございます。心配されました台風10号も何とか過ぎ去りましたけれども、被災された皆様には心からお見舞いを申し上げるとともに、一刻も早い復旧を祈念いたします。

さて、今回の一般質問は、5問用意いたしましたけれども、時間内でなるべく終えるようによろしく願いいたします。

まず、轟水源公園前の残り区間の道路拡幅について伺います。公園手前道路の拡幅により地元の皆さんも大変喜んでおります。市長の人気も上々でありまして、多分次も大丈夫かとは思いますが、あとの問題は残り180メートルほどのバスとの離合もできるための道路の拡幅ですが、隣の西岡台等の遺産などの問題もあり、簡単ではないとは思いますが、今後の問題点について、建設部長に伺います。

○議長（柴田正樹君） 建設部長、草野一人君。

○建設部長（草野一人君） おはようございます。御質問にお答えします。

市道・北段原線は、歩道部を除いた道路幅員が8メートルとなっており、また、令和元年度に整備が完了した市道・宮庄3号線は、道路幅員が7メートルとなっております。

議員御指摘のこれらを結ぶ約180メートルの区間は、道路幅員が4.7メートルから5.5メートルとなっており、前後の道路と比べると狭くなっている状況です。

この区間の道路拡幅に対する問題点といたしましては、道路の一方は住宅が建ち並んでいることから、用水路部分を暗渠化し、道路として使用する方法と、用水路を西岡台側に付け替え、現在の用水路敷きを埋め立てて道路を拡幅する方法が考えられます。しかし、この用水路は市が管理する準用河川・塩田川であり、大雨時には河川断面いっぱいになり水が流れ、雨の状況によっては越水することもあることから、河川の暗渠化は難しいと考えております。

また、西岡台側に河川を付け替え、道路を拡幅する方法につきましては、西岡台の土地が史跡宇土城跡として国から指定されており、文化財として形状を変える行為はできないことから、西岡台側への拡幅につきましてもできない状況となっております。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 園田茂君。

○5番（園田 茂君） 180メートルの残り区間の道路拡幅については、大変な問題が残っているのは承知しておりますけれども、将来的には是非実現させなければならないと思っております。道路拡幅のためにはどのような方法があるか。また、今後の市の見通しを建設部長に伺います。

○議長（柴田正樹君） 建設部長，草野一人君。

○建設部長（草野一人君） お答えします。

道路拡幅の方法につきましては、先ほど答弁しましたとおり、河川の暗渠化、西岡台側への河川付け替えによる道路拡幅は難しいため、住宅地側への拡幅の方法しかないと考えております。

しかし、住宅地側への拡幅につきましては、居住されておられる方々の道路拡幅に対する御理解と御協力が必要であると同時に、家屋の移転補償や用地買収などに多額の費用を要することから、実際に事業を実施することは難しいと考えております。

現在、この180メートルの区間につきましては、大型バスの離合は難しいものの、現状の幅員でバスの通行は十分可能であることから、市としましては、当面の間は、現状のままでの利用をお願いしたいと思います。

なお、今後、道路の利用状況により支障を来すようであれば、地元の方々と協議を行いながら改善策を講じていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 園田茂君。

○5番（園田 茂君） 川のほうへ拡幅するのが自然な形だと思いますけれども、いずれは解決すべき問題ですので、今後とも行政と共に考えていきたいというふうに思っております。

続きまして、人口減少と少子化対策についてお伺いいたします。総務省の人口統計では、去年は50万人の人口減で、出生者も86万人台で過去最低ということですが、私が議員になったときは、宇土市の人口も3万8千人台いたわけですが、本年は3万6千人台となっておりますが、宇土市の人口ビジョンの現状の比較を伺います。また、年少人口の将来展望を企画部長に伺います。

○議長（柴田正樹君） 企画部長，石本尚志君。

○企画部長（石本尚志君） 御質問にお答えいたします。

平成27年度に策定しました宇土市人口ビジョンにおいては、平成22年を基準年とし、平成27年には3万7,344人、令和2年には3万6,843人に減少すると予想しておりました。

この宇土市人口ビジョンでは、国勢調査人口を基に推計を行っておりますが、今現在、令

和2年度の国勢調査が完了していませんので、住民基本台帳と比較させていただきますと、令和2年8月31日現在、3万6,889人となっており、およそ予想どおりの推移となっております。

また、本年3月に策定しました第2期人口ビジョンにおいては、5年後の令和7年には3万5,780人まで減少する将来展望となっており、そのうち、0歳から14歳までの年少人口については、令和2年に4,962人と推計していますが、5年後の令和7年には4,888人と、74人が減少する将来展望となっています。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 園田茂君。

○5番（園田茂君） 少子化対策として、人口のうち高齢者が自然に減るのはこれは仕方がないとして、少子化を防ぐのは国の政治の責任であると基本的に思います。非正規雇用の増加により生活不安定化に悩み、経済的に見通しが立たないため、晩婚化や少子化が止まらない状況であります。国に思い切った経済対策をしてもらいたいと思いますが、宇土市の人口減少対策としても、いろいろな対策をしておりますけれども、若い人を少しでも呼び込むために、優良な宅地を提供するのも一つの対策かと思えます。もともと住みよさランキングでも常に上位であり、松橋、富合あたりに比べても、宇土市の宅地は安いと業者からも聞いておりますが、都市計画上の問題点や今後の方策を建設部長に伺います。

○議長（柴田正樹君） 建設部長、草野一人君。

○建設部長（草野一人君） お答えします。

農業の振興を図るべき地域として指定している農振農用地区域において、宅地開発をする場合は農振除外の手続きが必要となりますが、都市計画区域内においては、第一種住居地域や第一種中高層住居専用地域などの住宅系用途地域を拡大することで、農振農用地区域から除外されることとなります。市としましても、民間による宅地供給を進める上で、住宅系用途地域を拡大することは有効な手段であると考えております。

実際に、住宅系などの用途地域の拡大を行うには、宇土都市計画マスタープランのほか、宇土都市計画マスタープランの上位計画である宇土市総合計画や県策定の区域マスタープランなどとの整合をとりながら進めていくこととなります。

現在の区域マスタープランの用途地域は、宇土都市計画の用途地域と同じ配置であるため、用途地域を拡大するためには、まずは、県と協議し区域マスタープランの用途地域を拡大する必要があります。

しかし、近年、全国的に人口減少が進んでいる中で、国の方針として、コンパクトなまちづくりが進められており、用途地域の拡大に対するハードルは高くなっています。また、県からは、区域マスタープランを変更するためには、具体的な宅地開発計画を示すよう求めら

れており、現在、計画が無い中では、用途地域の拡大は難しい状況です。

なお現在、市では、民間による住宅開発につながる施策として、今年度から都市計画道路北段原線の神馬町の未整備区間に着手し、住環境の向上に努めているところです。

また、このほかにも宅地開発においては、治水対策も重要な課題であり、現在、船場川などの河川改修や県事業による排水機場等の整備にも鋭意取り組んでいるところです。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 園田茂君。

○5番（園田茂君） それでは、次の質問に移ります。

正代関の応援体制について伺います。9月13日から9月場所が東京の両国国技館で開かれますけれども、今年に入ってから活躍は目を見張るばかりであります。幼少の頃から知る者としては驚くばかりであります。東の関脇で2桁を上げる力士になった今、大関も視界に入ってきた感があり、昭和38年の牛深市出身の栃光関以来、58年ぶりの大関も夢ではなくなったと思います。昨年できた後援会も、地元区長が会長で頑張っておられます。勝った日の花火の打ち上げも有名になり、喜ばしい限りであります。あれだけの力士はなかなか出るものではありません。相撲協会の看板力士に成長した今、いずれは市長が前面に出て、市全体で応援体制をつくる時期に来ているのではないかと思います。市長の考えを伺います。

○議長（柴田正樹君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 正代関への応援体制についてお答えいたします。

御承知のとおり、正代関は初土俵から1年半で十両に昇進をされました。その後、私が団長となりまして、平成28年1月に特定の力士の後援会ではなく、今後も誕生が期待される宇土市出身の全ての力士を応援するという目的で、宇土市出身力士応援団のほうを設立しております。この応援団については、園田議員をはじめ、有志の皆様の御協力をいただきまして、正代関を囲む激励会の開催、あるいは化粧まわしの贈呈なども行っているところでございます。

その後、昨年9月に正代関の地元支援会を中心とした有志の皆様で結成される正代関宇土市後援会が正式に発足をいたしました。正代関も大変喜ばれているところでございます。

ちょうど後援会発足前の場所が、3勝12敗と大敗に終わった場所だったんですが、その後、後援会が発足していろんな活動を始めておられるわけですけれども、非常に活躍をし始めたのがその後援会の発足後でございます。私も後援会には顧問として参加させていただいているところでございますが、先ほど、こういう力士がなかなか出ないというお話もありましたとおり、この発足後の正代関の活躍については、4場所連続勝ち越しで敢闘賞3回、2回の優勝争いに加わるなど、今、東の関脇でございますけれども、その力を存分に発揮して

いるところでございます。

明らかに相撲が変わったと皆さんおっしゃいます。私もそう思います。そういうことも考えますと、今一番油の乗り切った時期でございまして、今後ますます活躍されることが期待されます。先ほど申しましたように、後援会ができた後、非常に調子が良くなったということも考えますと、この後援会の存在自体が正代関にとって大きな力の源になっているんじゃないかなと思うところでございます。

将来的に、この正代関の後援会、もう少し大きな規模でとおっしゃることも私も十分分かるところでございます。しかしながら、地元の地区の皆さんが今この後援会を立ち上げられて約1年経ったところ、そして花火の打ち上げ、この花火に対する協賛も非常に多く集まっているということも聞きますし、県外からも支援をいただいているという話も聞きます。非常に頑張って地元で支えておられるのが、現在の後援会の状況でございます。

現状、後援会発足後の正代関の活躍も顕著です。そう考えると、先ほど申しましたが将来的なことは少し置いておきまして、今すぐに私たちがすべきことは、まずは後援会のサポートではないかなと思います。後援会の皆さんと共に力を合わせて正代関を支えていくというのが、今の時点の私たちの考えでございます。

以上です。

○議長（柴田正樹君） 園田茂君。

○5番（園田茂君） 正代関後援会につきましては、彼が現役の期間という期限でありますけれども、今から5、6年は全盛期が続いて、どこまで成長するか分かりませんが、この後援会を一つの団体として、婦人会やほかにもたくさん補助交付団体がありますけれども、補助交付団体としての対象としていただくわけにはまいりませんか。市長に伺います。

○議長（柴田正樹君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 市としての支援についてお答えをさせていただきます。

先ほどの応援体制の中でもお答えしましたが、市としては、後援会とタイアップする形で支援、応援を行っているところであります。

今年の1月場所では、ecowin宇土アリーナ（宇土市民体育館）のロビーにおきまして、11日目から5日間のパブリックビューイングを行いました。また、千秋楽には、後援会関係者及び市民の皆さんなど約300名近い方がお集まりになられ、正代関に声援を送ったところでございます。

残念ながら優勝には一步届きませんでした。1月場所終了後には、仮設庁舎及びecowin宇土アリーナ（宇土市民体育館）に、二場所連続敢闘賞を祝う懸垂幕を設置しまして、広く市民の皆様へ周知を図るとともに正代関の偉業をお祝いしたところでございます。

また、先場所の7月になりますけれども、新型コロナウイルスの影響もありまして、市民の皆様に残念ながら周知はできませんでしたが、優勝の可能性を残した千秋楽においては、後援会と協力しまして少人数ではありますが、パブリックビューイングを実施し、約50名の皆様と優勝に向けた応援を行ったところでございます。

個人に対する後援会でございますので、現時点で後援会の補助金については考えておりませんが、市としましては、引き続き後援会とタイアップした形で正代関を支えてまいりたいと思っております。その活動の中で、当然行政として費用負担すべきものも含まれてまいります。広く広報することも含めてでございますが、こういったことについては、議会の皆様の御理解をいただきながら柔軟に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（柴田正樹君） 園田茂君。

○5番（園田 茂君） ありがとうございます。今場所も13日から始まりますけれども、今場所も多くの花火が上がりますように祈念しますし、ハラハラドキドキの15日間をまた楽しんでいきたいと思っておりますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、南部農免道路についてお伺いいたします。順調に工事が進んでいた南部農免道路の工事が途絶えて久しくなりますけれども、57号線の朝夕の緩和、それに鶴塚踏切の朝夕の緩和にも対応できるいい道路だと思うんですけれども、現在の遅れている原因と今後の見通し、また問題点を踏まえて経済部長に伺います。

○議長（柴田正樹君） 経済部長，山口裕一君。

○経済部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

南部農免道路は、熊本県が事業主体として当該地域の農業輸送における走行経費の節減によって農家経営の安定を図る目的で、起点部の椿原町から終点部の網津町までの区間、約5,200メートルの基幹的農道でございます。

平成5年度から事業に着手し、区間を3期に分けて整備が行われています。現在は起点から網津町の碎石場付近まで約4,450メートルが完了しており、終点部の網津町市道梅崎平原線まで約750メートルを残すところでございます。

整備が遅れている原因としましては、計画路線上に点在していた相続困難等の未登記用地について、関係者との協議等に期間を要したことによるものでございます。しかし、昨年8月に法定相続人へ土地の名義が変更され、その後、本市に寄附採納がっております。

また、終点部の計画路線変更の調整等が進んでいないのも原因の一つであり、現在、熊本県が地権者側と協議を行っているところでございます。

最後に、今後の事業計画になりますが、熊本県の説明では、今年度は未整備区間の実施設計を行う予定となっております。また、令和3年度から、その実施設計を基に用地買収と一

部工事の実施を計画しております。

工事の完了は、令和5年度を予定しておりますが、国の予算配分や用地買収の難航により事業が延伸する可能性もございます。本市としましても、引き続き、熊本県と密に連携を図り、事業の早期完了に向けて取り組みたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 園田茂君。

○5番（園田 茂君） 大変いい道路ですので、事業の早期完成に向けて取組を是非お願いいたします。

最後に、宇土市ジュニアスポーツ応援委員会についてお尋ねいたします。本年3月に、議員16名の連名で提出しました、宇土市ジュニアスポーツ応援委員会の設立に関する要望書の取組状況と今後の計画について、教育部長に伺います。

○議長（柴田正樹君） 教育部長、宮田裕三君。

○教育部長（宮田裕三君） 御質問にお答えいたします。

まず、要望書の内容としましては、宇土市のジュニア世代におけるスポーツの現状や課題を認識し、ジュニア世代の育成・支援を推進するとともに、第6次宇土市総合計画に掲げております、地域スポーツ活動の充実及び競技スポーツの推進の施策の充実を図るため、行政、教育委員会、指導者代表、PTA代表、学識経験者等で構成する宇土市ジュニアスポーツ応援委員会の設立を要望するものとなっております。

また、この要望書の中で、当該委員会において次の4点を協議することとされております。1点目として、宇土市ジュニアスポーツ育成応援基金の設立について。2点目として、スポーツ大会出場補助金について。3点目として、スポーツ指導者の育成・支援について。4点目として、ジュニアスポーツの推進全般についてでございます。これを受け、宇土市ジュニアスポーツ応援委員会設立のため、県内各市における状況調査等を行っている状況であります。

具体的には、要望書に掲げられております協議事項について、事前調整が必要なものを関係部署の協力を得ながら、他市における補助額や手続き等の流れについて調査を行い、事前準備等を併せて進めているところであります。

今後の計画としましては、年度内に委員会を設立し、要望書に掲げてある四つの協議事項について、応援委員会の中で具体的な取組を決定したいと考えております。

○議長（柴田正樹君） 園田茂君。

○5番（園田 茂君） 今年はコロナ禍の中で、大会もほとんど無く寂しい年ではありましたが、将来に向けて子どもたちのために我々議員も一緒に協力し、いい体制をつくれたらというふうに思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（柴田正樹君） ここで、議事の都合により暫時休憩いたします。10時30分から再開しますので、よろしくお願いいたします。換気を行いますので、御協力よろしくお願いいたします。

-----○-----

午前10時24分休憩

午前10時30分再開

-----○-----

○議長（柴田正樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

6番、宮原雄一君。

○6番（宮原雄一君） おはようございます。六政会の宮原です。4月から山村議員、小崎議員と共に3名で六政会を結成いたしました。今後ともよろしくお願いいたします。

早速質問に入ります。消防庁消防白書によると、平成25年12月、議員立法により消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が成立しております。その中で、消防団員の処遇の改善として、消防団員の年額報酬及び出動手当について、活動内容に応じた適切な支給を地方公共団体に働きかけるとともに、特に支給額の低い市町村に対して引上げが要請されています。消防団員に一定額の報酬と手当を支給するよう地方交付税でその額を措置してあると思います。本市の地方交付税算定に係る消防団経費の基準財政需要額の算定額を総務部長にお尋ねいたします。

○議長（柴田正樹君） 総務部長、杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えいたします。

まず、基準財政需要額について御説明申し上げます。基準財政需要額とは、各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、当該団体について地方交付税法第11条の規定により算定した額で、標準的な水準における行政を行うために必要となる一般財源の額を算定したものです。その算定は、各行政項目別にそれぞれ設けられた測定単位の数値に、必要な補正を加え、これに測定単位ごとに定められた単位費用を乗じた額を合算することとなっております。

次に、議員御質問の消防団経費につきましては、行政項目、消防費の中に算入されており、この消防費に対する測定単位は人口となっております。また、単位費用は、人口10万人の団体を標準団体行政規模として算出してあり、令和元年度は1万1,300円となっております。

これを基に算出しました令和元年度の消防費、いわゆる常備消防費も含めての基準財政需

要額は、人口3万7,026人×補正係数1.245×単位費用1万1,300円、合計の5億2,089万6千円となっております。

さらに、この消防費に係る基準財政需要額のうち、消防団経費に当たります非常備消防費分を積算しますと5,162万2千円となります。

なお、消防団に関する支出としましては、団員報酬や出動手当のほか、積載車の購入経費、県消防ポンプ操法大会の経費等があり、職員の人件費を除いた令和元年度の支出額は5,246万2千円となっております。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 宮原雄一君。

○6番（宮原雄一君） 答弁ありがとうございました。県内14市、人口規模の違いはあるかもしれませんが、消防団員年額報酬と出動手当1回当たりの金額が最も高い市の金額、また最も低い市の金額、また14市の平均金額、そして本市の金額を総務部長にお尋ねします。また、退職報償金や福祉共済掛金の負担についてもお尋ねします。そして、今後、本市消防団員の処遇改善についてもお聞かせください。

○議長（柴田正樹君） 総務部長、杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 最初に、消防団の皆様には、日頃から消火活動や風水害に備える防災活動等に御尽力いただき、誠に感謝申し上げます。

御質問にお答えいたします。

まず、県内14市の消防団の一般団員の年額報酬額についてお答えします。14市の中で最も高いのが、上天草市で3万1,700円。最も安いのが、山鹿市で1万5千円。14市の平均は約2万800円です。なお、本市は1万6,200円で、14市中低いほうから2番目となっております。

次に、火災発生等において、消防団員が出動した場合に支給される出動手当についてお答えいたします。なお、出動手当につきましては、本市では回数ごとに支給しており、他市では年額での定額支給等を採用しているところもあります。このように、各市、支給方法にバラつきがありますので、本市と比較が可能な県内11市での火災時1回当たりの出動手当を比較して報告させていただきます。

11市の中で最も高いのが、上天草市で2,300円。最も安いのが、荒尾市、水俣市、玉名市で1,500円。11市の平均は約1,900円です。本市は、火災等災害時の出動のほか訓練や会議等への参加も含め一律2,200円となっており、11市中高いほうから2番目となっております。

最後に、年額報酬や出動手当のほかに、消防団員退職報償金に関する負担金としまして、団員一人当たり年額1万9,200円、総額1,190万4千円、さらに、消防団員の福祉共

済金の掛金として、団員一人当たり年額3千円、総額184万2千円を市が全額負担しております。

今後、消防団を中核とした地域防災力の更なる充実強化を図るため、引き続き、消防団と連携のもと、消防団員の確保に努めるとともに、報酬等につきましても、他市の状況を参考にしながら、見直しを検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 宮原雄一君。

○6番（宮原雄一君） 答弁ありがとうございました。

熊本地震から4年経ちますが、今年になって県南部を中心に多くの犠牲者と甚大な被害が出た7月の熊本豪雨、そして9月の6日から7日未明にかけての前例のない猛烈な強さで九州各地に被害をもたらした台風10号、本市においても被害調査の段階だと思いますけれども、今のところ大きな被害がないと聞いております。安心しております。被災された方々に心からお見舞い申し上げたいと思います。

このように頻繁に自然災害が出る中で、消防団員は火災防御活動や住民の避難支援、被災者の救出・救助など、大きな成果を上げております。地域住民からも高い期待が寄せられているのが現状です。

しかし、現実は今和元年度、消防庁の消防団に関する調査結果を確認しますと、皆様にもちょっと資料を提出しておりますけれども、私もここに資料を持っております。都道府県別で消防団員年額報酬の平均、一番高いのが東京都で6万1,259円、一番低いのが山梨県で1万2,259円。熊本県は2万3,496円で33位となっております。その県内で本市は1万6,200円。14市の中で13番目。45市町村の中で40番目となっております。かなり低い水準であります。もちろん、人口レベルや財政力の差があるかもしれませんが、それでも低いと思います。本市消防団は、活動としても昨年度は女性操法大会で準優勝、さらに過去の大会では全国で準優勝をしております。6年前には、5分団が県の男子ポンプ操法大会で準優勝など輝かしい成果を出しているとともに、災害時、日常の防災活動など多岐にわたり活躍されています。しかし、近年の消防団員の不足が現状の最も大きな課題でもあります。

この問題解決の対策としても、出動手当は問題はありませんが、年間報酬等見直しの検討をしていただき、是非とも消防団員の処遇の改善をよろしくお願いいたしまして、以上をもちまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（柴田正樹君） ここで1分間換気を行います。御協力よろしく申し上げます。

-----○-----

午前10時43分休憩

午前10時44分再開

-----○-----

○議長（柴田正樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

10番，榎崎政治君。

○10番（榎崎政治君） おはようございます。宇土、みらいの榎崎でございます。ただいまより一般質問を行います。今回は、新型コロナウイルス感染症対策と市税等の納入についてお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

まず初めに、新型コロナ対策について伺います。新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、感染者に対する根拠のない偏見や中傷が広がっております。私の周囲でも起こっております。8月3日の夕方、お店の従業員から、宇土市でも新型コロナウイルスの感染が出たみたいですねと尋ねられ、市内の特定の店舗の従業員が感染したらしいとのことで、私も存じていません。どなたからお聞きしましたかと尋ねますと、お客様から聞きました。私はすぐに事務局に確認したところ、そのような報告は上がっていないと言われました。その2時間後に事務局からPCR検査で陽性になった方が出ましたと報告があり、陽性になった方は、翌日、医療従事者の方であることが分かり、店の従業員は感染しておらず、誤報であったことが分かったということです。

本市で差別や偏見、誤報等の拡散等があったのか、健康福祉部長にお尋ねいたします。

○議長（柴田正樹君） 健康福祉部長，岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 8月3日午後8時に宇土市で最初の感染者の発生が県から発表されて以降、新型コロナウイルス感染症対策室では、8月31日時点で感染者に関する問い合わせを27件受け付けております。

具体的には、8月4日に9件、8月5日に8件の電話があり、それ以降は新規感染者の発生が報道されると、数件の問い合わせがある状況です。問い合わせの内容としては、感染者が市内のどこに住む方なのか、また自分が聞いた噂やインターネット上の情報は正しいのかといったお尋ねが多く、自分自身との接触がないかを確認したい方がほとんどでした。

また、議員がおっしゃったとおり、市内の特定の店舗の従業員が感染した、市内の医療機関の職員が感染したという2件のデマ、誤報が大きく広がり、大変な風評被害を受けられたということを把握しております。

以上です。

○議長（柴田正樹君） 榎崎政治君。

○10番（榎崎政治君） ありがとうございます。不安感が原因とみられ、インターネット上での個人を特定する動きもあります。しかし、強まる差別を恐れるあまり、感染の可能性が

あっても隠すことにつながりかねません。新型コロナウイルス感染症が拡大する中、本市におかれましても、感染症を特定するような情報や誤った情報が拡散していますが、それらに対する市の対策についてお尋ねしたいと思います。元松市長お願いいたします。

○議長（柴田正樹君） 市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

先ほど、健康福祉部長からの答弁にもありましたとおり、本市においても感染者を特定するような問い合わせ等があったほか、インターネット等で誤った情報が拡散されることにより、感染者やその関係者はもちろんのこと、全く身に覚えのない方々に対しても偏見や差別があったものと認識しております。

感染者やその御家族はもちろん、全く関係のない企業や市民が差別や偏見、風評被害等で苦しむということは、決して許されることではございません。

そのため、本市としましては、様々な情報が錯綜し、市民の皆様が誤った情報に惑わされることなく、冷静な対応と感染予防の徹底に努めていただくよう、これまであらゆる手段を活用し、正しい情報の発信と啓発に努めてまいったところでございます。

具体的には、まず、7月末から防災行政無線での放送をはじめ、市のホームページやFacebook、市公式LINEにおいて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に対する市長メッセージを掲載したところでございます。

内容としましては、市民の皆様に対して、県や市が発信する正しい情報を確認していただき、冷静な行動と、感染者やその関係者への不当な扱いや嫌がらせ、誹謗中傷を絶対に許さないなどの人権への配慮についてお願いをしたものでございます。

加えまして、同月には市立の小中学校や保育所、学童クラブ等の各施設に対しまして、新型コロナウイルス感染症に関し、職員の方々が正しい情報に基づき、人権擁護の観点から適切な行動をとられるよう通知文を発出しております。

さらに、今月の広報うと9月号におきましては、新型コロナウイルス感染症に関し、市民の皆様の人権に配慮した適切な行動をお願いする旨の記事を掲載するとともに、来月号にも同様の趣旨の記事を掲載することとしております。

コロナ禍の収束が見えない中、姿の見えないウイルスに対する恐怖心あるいは不安感から根拠のない偏見や差別が起こることがないように、本市としましては、今後も引き続き、県や関係機関と連携をし、あらゆる機会や手段を活用し、恐れるべきはウイルスであり人ではないこと、そして人権への配慮について、市民の皆様粘り強く周知・啓発を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柴田正樹君） 榎崎政治君。

○10番（榎崎政治君） ありがとうございます。感染予防の妨げになる、市長も言いましたけど、敵は感染者ではなくウイルスであります。病気が不安を呼び、不安が差別を生み、差別が更なる病気の拡散につながります。新型コロナが生み出す負の連鎖を断ち切るためのガイドを作成していただき、差別を撤廃、正しく恐れることが重要ではないかと思うわけでございます。

次の質問に入らせていただきます。市税等の納入について伺います。まず初めに、口座振替の状況について伺います。市民環境部長お願いいたします。

○議長（柴田正樹君） 市民環境部長、小山郁郎君。

○市民環境部長（小山郁郎君） それでは、最初に市税等の口座振替の状況についてお答えいたします。市県民税、固定資産税、国保税からなる集合税の納付方法につきましては、金融機関や市会計窓口等でお支払いいただきます納付書払いと、金融機関の口座からの引き落としによる口座振替払いの2種類がございます。平成31年度実績で、集合税納税義務者の約6割の方が口座振替による納付を御利用いただいております。

次に、口座振替不能の場合の取扱いについてお答えいたします。口座振替不能の主な原因は残高不足によるもので、口座振替不能となった場合は、口座振替不能通知書と納付書を送付し、送付した納付書で納付いただいております。なお、当該月に口座振替不能が発生しても、翌月以降は引き続き口座振替により納付いただけます。

口座振替のメリットとして、納税者にとっては一度金融機関窓口でお申し込みをいただくと、手続き完了後は、納期の都度、納税のために金融機関等へ出向く必要がなくなり、さらに納め忘れもなくなります。

また、市としても期限内にほぼ確実に納税が見込めること、費用面でも口座振替手数料は1件当たりゆうちょ銀行が10円、ゆうちょ銀行以外の金融機関が11円と、比較的安価な経費であるメリットがあり、これからも口座振替の推進に力を入れていきたいと考えております。

なお、口座振替の推進に当たっては、申し込み用紙の記入例を分かりやすくなるよう工夫したり、窓口で記入のお手伝いをする等、口座振替の手続きに関する納税者の負担を少しでも軽くするよう、引き続き努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 榎崎政治君。

○10番（榎崎政治君） ありがとうございます。

実は、先月うちの妻が、宇土郵便局に夕方5時半頃遭遇した青年のことについて、ちょっとお話しします。納税するために午後5時半頃窓口へ駆けつけて、この用紙では、郵便局では4時までで、市役所の窓口ですと5時までの入金になりますので、本日は入金できません

んと言われ、青年が一言、私は、勤務は5時15分までなので、それでは納税できないと言って郵便局を出ていく光景を目にしたと。青年が出た後、窓口では丁寧に対応されたものの、時間外に入金できる方法を聞いてみますと、市役所に置いてある振替用紙を金融機関に持っていき、手続きができるとのことでした。結局、市役所の窓口に行き、金融機関に時間内に行かなくてはならないなど、この青年のような時間外でも納入したい人の対応はないのかと気の毒に思った。妻から話を聞いたばかりであります。

民間企業ではコンビニ払いやクレジット決済、ペイジー払いなどの納付方法があります。本市ではこのような取組について考えていないのか。市民環境部長にお尋ねいたします。

○議長（柴田正樹君） 市民環境部長、小山郁郎君。

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えいたします。

宇土市では、これまで口座振替の推進を積極的に行ってきたところでありますが、全国の市町村では、納付書による納付のうち、金融機関や市会計窓口以外での納付方法として、コンビニ納付やインターネットを利用したクレジットカードによる納付、ペイジー収納サービス等を利用して納付ができる自治体もあります。

まず、税のコンビニ納付については、県内14市のうち、7市が導入をしております。コンビニ納付は、納税者の利便性向上や納税方法の拡大につながり、納税環境の向上という側面では大きく寄与するものであると考えます。

コンビニ納付を導入する場合の経費につきまして、概算ではありますが、システム改修等の導入時経費が約700万円、それから運用に係る維持管理費等で毎年約50万円と、1件当たりの取扱い手数料60円が必要となります。現在の金融機関や市会計窓口での納付書払い1件当たりの取扱い手数料が33円ですので、仮に、現在納付書で納めている方の2割がコンビニで納付すると、システム利用料と手数料の増額分を合わせて、年間約76万円のランニングコストが増加する見込みとなります。

次に、クレジット納付についてですが、県内14市のうち導入しているのは1市のみであります。スマートフォンやタブレット等の携帯端末を使い、インターネットを通じ納付サイトへアクセスし、クレジット納付対応の納付書のバーコードを端末のカメラで読み込ませます。そしてクレジットカードの情報を入力することで納付ができるというものです。インターネットに接続できる環境と納付書、クレジットカードがあれば、自宅でもどこでも納付ができます。ただし、あくまでもインターネットを利用した納付であり、市の窓口やコンビニエンスストア等の窓口でクレジットカードを使って納付することはできません。

クレジット納付を導入する場合の経費につきまして、概算ではありますが、システム改修等の導入時経費が約900万円、それから運用に係る維持管理費等で、仮に、現在納付書で納めている方の2割がクレジット納付を利用すると、窓口での納付書払いと比較して、年間

約36万円のランニングコストが増加する見込みとなります。

ただし、納税者側にも納付金額に応じたシステム利用料金が発生し、1回クレジット納付を利用するごとに、利用者負担が発生します。例えば2万円を納付する場合、1回180円の利用者負担となります。納税者に利用者負担が生じるクレジット納付は、導入自治体においても、利用実績は極めて低い状況であります。

最後にペイジーの収納サービスによる納付についてですが、具体的な内容は、税金や公共料金、各種料金などを、納付書に印刷された番号を使い、金融機関に設置されたATMで支払うことや、インターネットバンキングを利用している方は、携帯端末等を利用すれば24時間いつでも納付できるというものです。

ペイジー収納サービスも、導入や運用には費用が発生します。宇土市の基幹系システム業者にも導入実績が無いため、現時点では導入時経費や運用経費が把握できておりません。いずれにしても、それなりの費用が掛かるものと考えております。現在のところ、県内に導入している市はございません。

各種の納税方法については、納税者にとっての利便性向上や納税方法の拡大につながり、納税環境の向上に寄与するものと考えております。

しかしながら、いずれの方法にいたしましても、システム改修費等の導入時経費や、維持管理費、比較的単価の高い取扱い手数料が必要となります。現状の窓口での納付書払いは取扱い手数料のみで、単価も33円と安価であります。さらに、その窓口での納付書払いと比較しても、口座振替の取扱い手数料は10円又は11円でより安価であります。

以上のような背景から、今後とも市としましては、これまでも取り組んでまいりました、コストが安く、安全、便利で期限内にほぼ確実な納税が得られる口座振替の推進に力を入れていきたいと考えております。ただし、社会情勢や市民の生活スタイルの変化、他市の導入状況につきましても、引き続き注視していきたいと考えています。

なお、お仕事などで市役所や金融機関の営業時間内にお支払いができないという方からの御相談に対しましては、口座振替をお勧めするとともに、時間外や土曜・日曜・祝日でも納付ができるよう、郵便局のATMで使用できるゆうちょ銀行指定の払込書を送付して個別に対応しております。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 榎崎政治君。

○10番（榎崎政治君） ありがとうございます。コンビニ払い等もコストが掛かりすぎて導入は難しいということではありますが、今後、是非考えていただきたいと思っております。

唯一、時間外で納付できるシステムが、郵便局でのATM専用機での払込書を発行しての納付であります。このシステムは、市外に住んでいる方のためにつくったシステムであった

かと思えます。ほとんどの方が知らない、知らされていないのではないのでしょうか。また、ここに宇土市の納付通知書がありますが、よければ、銀行3時まで、郵便局4時まで、市役所の窓口では5時までと、何かの形で記載していただきたい。また、この青年のような仕事等で納付できない人のために、郵便局ATMで納付できることをはっきり記載していただきたい。また、郵便局の窓口での対応等でも、納付できる時間帯に窓口に来たときに、この用紙では納付できないと対応するだけではなく、ATMで納付も可能な方法がありますから市役所税務課に電話で相談してみてくださいと、一言付け加えるだけでも、この青年の今後の対応は変わってくるような気がいたします。是非、郵便局との細かな連携をしていただきたいと思いますと思うわけでございます。

金融機関への納付振替につきましても、銀行、郵便局に足を延ばさなくても済む方法も考えていただきたい。民間企業では、お客様が銀行や店舗に行かなくても済むシステムというかやり方、方法があるわけでございます。この青年のような、何回も納付のために行政、金融機関に行かなくて済むような取組を、是非検討していただきたいと思うわけでございます。よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（柴田正樹君） ここで、議事の都合により暫時休憩いたします。11時10分より再開しますので、よろしく願いいたします。換気を行いますので、御協力をお願いします。

-----○-----

午前11時02分休憩

午前11時09分再開

-----○-----

○議長（柴田正樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

11番、野口修一君。

○11番（野口修一君） おはようございます。会派「志」の野口です。9月に質問の機会をいただきありがとうございます。

今回の一般質問は、認知症の人、アルツハイマー病と中年期の健康づくりについて、性的マイノリティの公的権利パートナーシップ制度について質問させていただきます。執行部におかれましては、時間制限もありますので簡潔明瞭な回答をお願いいたします。

最初の質問は、6月議会で質問した高齢者の課題の続きですが、高齢者の5人の1人とも4人に1人とも言われる認知症についてです。質問の前に、人が老いていく中で家族や仲間と昔の出来事を思い出して語りすることは、自ら生きてきた人生を振り返るとても楽しい時間です。認知症はその楽しみを取り上げる病です。何度もお話ししましたが、私の父はアルツハイマ

一病を患い、最後は家族も分からなくなりました。感情はあるかもしれませんが、記憶を無くすと会話ができなくなります。認知症とは、人間の生きる意欲も尊厳も取り去ります。

そこで、まず確認のために聞きたいのが、高齢者の病、認知症についての説明とアルツハイマー病の原因について報告ください。健康福祉部長お願いします。

○議長（柴田正樹君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 認知症とは、生後一旦正常に発達した種々の精神機能が慢性的に減退・消失することで、日常生活・社会生活を営めない状態をいいます。つまり、後天的原因により生じる知能の障がいである点で、先天的な知的障がいとは異なります。

認知症のタイプとしては、最も多いのはアルツハイマー病で、約6割から7割を占めるとされています。次に、脳梗塞や脳出血によって発症する脳血管性の認知症、レビー小体型認知症などが続きます。

その中のアルツハイマー病が発症する要因については、まだ完全には解明されていませんが、脳の中で長い時間をかけて生じる、複雑な一連の事象によって発症することが次第に明らかになってきました。具体的には、遺伝や環境及び生活習慣などの複数の要因が絡み合っているとされ、研究が進むほど、遺伝子がこの病気の発症に大きな役割を果たしていると考えられるようになりました。しかし、遺伝子以外にも、多くの要因がアルツハイマー病の発症と進行に影響している可能性が示唆され、認知機能低下と血管及び代謝に関する症状、具体的には心疾患、脳卒中、高血圧、糖尿病及び肥満などは関連しているのではないかと、大きな関心が寄せられているところです。

以上です。

○議長（柴田正樹君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 報告ありがとうございます。認知症には、三つのタイプがあることは皆さんも御存じだと思います。今回は、そのうちのアルツハイマー病について詳しく聞きます。その原因が、若い時期の生活習慣が影響していることが今の説明でも分かりました。アルツハイマー病をさらに知るために、最新の研究資料の公開等から見えてきたアルツハイマー病とはどんな病か、さらに詳しく御説明ください。健康福祉部長お願いします。

○議長（柴田正樹君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 先ほど答弁しましたように、アルツハイマー病には認知機能低下と、血管及び代謝に関する症状、いわゆる生活習慣病が関連しているのではないかとされています。

生活習慣病とは、過食や偏食のある食習慣、運動不足、喫煙、多量の飲酒、ストレスなどの不適切な日頃の生活習慣が原因で発症、進行する疾患の総称です。主な生活習慣病として、糖尿病、高血圧症、脂質異常症、肥満症、動脈硬化症などが挙げられます。これらの生活習

慣病が認知症のリスクを高める要因となっているとし、生活習慣を改めることがアルツハイマー病を予防するといった研究があります。これによりますと、アルツハイマー病を予防するには、生活習慣病を予防すること又は既に生活習慣病がある場合は、その病気の治療を行うことが有効であり、適切な生活習慣は多くの疾患を予防することができるものと考えられます。

以上です。

○議長（柴田正樹君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） アルツハイマー病の原因は、食習慣、運動不足、喫煙、多量の飲酒、ストレスなどがありましたが、実はほかにもたくさん原因があり、その数36になるというのがアメリカの脳学者デール・ブレデセン博士です。デール氏の30年間の研究をまとめた本「アルツハイマー病真実と終焉」に、発病の原因は、食習慣から糖質の摂り過ぎでインスリンが多量になることや、ビタミンやホルモンなどの栄養素も不足、アミノ酸の増加、体内で栄養バランスの不調、金属や生物毒素などの有害物質等も原因であると突き止められておられます。体の栄養バランスが崩れたり、毒素などで炎症が起こると、脳にあるAPVという記憶細胞が突き出たひも状のものが、正常なら二つに分断するのが、炎症作用で四つに分断されてしまい、その余分な一つ、アミロイドベータが脳内に放出されます。資料の1です。アミロイドベータがアルツハイマーの原因であることは以前から分かっていたのですが、デール博士の研究が出るまでは、原因物質アミロイドベータを取り除く研究が盛んでしたが、治療にはつながりませんでした。

次に、アルツハイマーになる確率、リスクな話です。人間の遺伝子に対立遺伝子ApoE4（アポイーフォー）というものがあります。この遺伝子は、人類がまだ原人の時代から持っていて、アメリカ人の25%、7,500万人がApoE4の複製の保有者で、そのうち約700万人がApoE4の複製2本を保有していると分析されています。関連資料は2です。

次に、ApoE4の対立遺伝子を持つ方のアルツハイマー病の発症時期について、複製を2本持つ人、つまり両親からもらった人は40代から50代に症状が出る。複製を1本持つ人は50代後半から60代に起こる。複製が1本も無い人は症状の発現は通常60代から70代である。ここで、症状発現度は認知機能が落ちたことではなく、最初に説明した脳内の減少で、最後に発生するアミロイドベータが少しずつ脳に蓄積が起り始める時期のことです。それと昔の人間は短命でしたが、文明の発達で長生きできるようになり、体に悪影響を起こす生活習慣で、体内にたまった物質を脳が敵と勘違いしてアミロイドベータを分泌するようになります。増え続ければ記憶伝達の役割をするシナプスの機能が低下し、早い人は10年も経たずに認知症の症状が出ます。この本に日本人のApoE4の保有率は9%と紹介

されています。デール博士の紹介する番組で東京医科歯科大の浅田隆特認教授が、日本のアルツハイマー病患者は80代以上が多いと語っていました。私の勝手な解釈ですが、ApoE4の保有者が少ないのが原因ではないかと思っています。話が長くなりましたが、これを聞いてもらい、次の質問に移ります。

宇土市の健康づくり、中年期で40代、50代に分けて、年代別にどのような健康づくりあるいは運動の推進をしているのか、現状の報告を健康福祉部長お願いします。

○議長（柴田正樹君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 本市での健康づくり事業は、健診事業を除いては、対象者を年代別に分けての実施はしておりません。現在、30歳以上の国民健康保険の被保険者を対象に、生活習慣病の早期発見や重症化予防を目的とした、特定健診を無料で実施し、受診者全員に対し、健診結果のデータの見方の説明や、生活習慣改善の必要性など、健康づくりに関する情報提供を行う結果説明会を実施しています。

また、健診の結果、メタボリックシンドロームの該当者や予備群と判定された方々には、市の保健師や管理栄養士等による個別の面談を行い、生活習慣改善などの目標を設定し、3か月後に取組の評価を行う保健指導を実施しております。

さらに今年度からは、がん検診などを含めた、各種検診の受診率向上や生活習慣の改善及び健康づくり活動の定着を図り、市民一人一人が健康で生き生きと暮らせることを目標に、18歳以上の市民を対象とした宇土市健康づくりポイント事業・うとん健康ポイントを開始しました。これは、個人ごとに健康づくりに関する目標を設定していただき、それを実践することでポイントが獲得でき、市の特産品等をもらえる抽選に応募ができるというもので、市民の健康づくりに関する意欲向上や、目標達成のための刺激を与えるインセンティブを取り入れた事業でございます。

このように様々な健康づくり事業を展開しているところですが、40代から50代の年齢層の特定健診受診率や保健指導実施率は、60代以上の方と比較すると低い数値となっております。まさに、この年代の方々に健康に関心を持っていただくことが大きな課題となっております。

以上です。

○議長（柴田正樹君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 説明ありがとうございました。これまでの健康づくり、特に中高年の健康には健康診断が中心であったことは、私も認識しております。予防する病は、高血圧、糖尿病、心臓病などの内臓の疾患が中心で、認知症については言われてこなかった。これは、治らない病気であるという認識がありました。私も同様です。私は、デール博士のアルツハイマー病の原因研究を読み替えて、アルツハイマー病になるには中年期どんな生活習慣をや

れば早く発病するかとすることで、自らの食習慣、運動、日々の暮らし方を見直せば、高齢期にアルツハイマー病にならない、発病を遅らせることが理解できます。アルツハイマー病はどうしてなるのか。その原因をしっかりと知ってもらい、中年期の健康づくり、生活習慣の改善につなげたいのです。

そこで、四つ目の質問に移ります。今回の質問意図は、デール博士の研究から、中年期から健康づくりに、アルツハイマーの予防につながる生活習慣の普及啓発をしてはどうかです。健康福祉部長に考えをお聞きします。

○議長（柴田正樹君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） リコード法は、アルツハイマー病及び軽度認知障害に対し回復を図る治療法で、脳と身体の健康を活性化させ、脳へのダメージを軽減させる治療法です。その治療プログラムは、食事、運動、睡眠といった生活習慣の指導や、脳の栄養不足を補うサプリメント、脳トレーニング、ストレス対策など多岐にわたっています。

具体的には、医学的根拠等に基づいて、食事内容や生活習慣を改善し、さらには炎症を取り除き、ホルモンや栄養を適正化し、解毒のプロセスを活性化するなど、身体を整える機能性医学の手法をとることになっています。

また、WHOのガイドラインによりますと、運動の習慣化、禁煙、アルコール摂取の抑制、健康的な食事、血圧、コレステロール、血糖値のコントロールにより、認知症の発症リスクを減らすことができるとされており、適切な生活習慣は、認知症予防に役立つことが示されています。アルツハイマー病は高齢者の病と思われがちですが、研究によると40代からアルツハイマー病の進行は始まり、現状では症状がなくとも生活習慣を見直すことで将来の発症を防げるとしております。

これらリコード法及びWHOのガイドラインにおいては、双方共に適切な生活習慣がアルツハイマー病を予防するとしております。先ほど答弁しましたとおり、本市では40代から50代の年齢層の特定健診受診率が、60代に比べ依然として低い数値となっており、この健康無関心層へのアプローチの強化が必要と考えております。

以上です。

○議長（柴田正樹君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） リコード法やWHOガイドラインを報告してもらえて、後の話がしやすくなりました。生活習慣といわれる中高年の様々な病気と、アルツハイマー病の予防につながる生活習慣の改善を知ってもらうことで、取り組む人も増えるのではと考えます。リコード法の治療はまだ臨床研究の段階ですが、着実に成果を出し、支持する医療関係者も増え、日本でも取組を始めています。また、生活習慣が認知機能に影響を与える研究は、世界に広がり、2015年フィンランドでは軽度の認知症患者1,200人を2年間生活習慣の

改善と運動プログラム、記憶機能の回復訓練を続けることで、認知機能が25%改善した研究報告も出ています。しかし、リコード法の治療は、アメリカでも保険適用がなく、費用はとて高額となりますので、宇土市として取り組む必要はありません。今回の質問の目的は、デール博士のアルツハイマー病研究や、フィンランドの研究等を参考に、中年期からアルツハイマー病の予防につながる健康プログラムを新たにつくることです。アルツハイマー病は脳が次の三つの代謝と毒物の脅威から身を守ろうとすることで起きます。一つが感染や食事又は他の原因で炎症を起こす。二つ目、補助的な栄養素、ホルモン、その他脳内栄養となる分子の低下や不足、三つ目、金属やカビなどの微生物の毒物などの有害物質などで、この三つの脅威を取り除くことに中年期から取り組むとアルツハイマー病にならないことを伝えていきます。それと、何度も出てきましたリコード法の治療を簡単に説明すると、野菜中心の食事、体を動かす、8時間の睡眠が望ましい、夕食は寝る3時間前まで、夕食から朝食まで12時間空ける、ストレス解消が何か必要とあります。五つとも大事なのですが、中でも運動はアルツハイマー病を進行させる役目をしているインスリンの抵抗力を減少させる効果があるため、一日45分から60分、週に4、5回程度必要とあります。関係資料の3に、できれば避けたい食品にこれは入っておりますが、日本人の主食は米です。好き嫌いもあります。ですから、それぞれの生活に合わせて自分に合う健康プログラムを計画し、実行することも必要です。アルツハイマー病の治療の研究は、まだ発展途上ですが、予防策である生活習慣の改善はすぐにでも実践できます。生活習慣の改善を40代から取り組めば、アルツハイマー病の方も減らせますし、後期高齢者の医療費、介護費の削減にもつながります。私は、日本人のApoE4遺伝子保有者数の少なさから、50代、60代の生活習慣の改善の効果が出ると考えております。是非、新たなアルツハイマー病予防の健康プログラムづくりをお願いして、次のテーマに移ります。

ノーマライゼーションの考え方を基にしたLGBTの方々との共生についての質問です。日本にノーマライゼーションという言葉が広がったのは30年ほど前から、熊本県では、熊本市のピネル記念病院の精神科医小笠原嘉祐先生がデンマーク視察後に、講演などでたびたび紹介があり、広く熊本で知られるようになりました。当時は、健常者と障がい者の共生を訴える考え方でした。あれから四半世紀、ノーマライゼーションの思想は現在ではどう理解されているのか、行政サービスの中での状況も含め報告をください。健康福祉部長お願いします。

○議長（柴田正樹君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 初めに、ノーマライゼーションについて御説明いたします。

ノーマライゼーションとは、障がいのある人もない人も互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すという理念です。

この理念に基づき、障がい者の自立と社会参加の促進を図り、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が地域社会での共生を図っていくことが重要だと考えております。

国においては、ノーマライゼーションの推進に当たり、平成7年12月に政府の障害者対策推進本部において、障がいのある人が地域社会の中で共に暮らせる社会を創ることを目指した障害者プランが決定されました。

また、熊本県においては、平成15年3月に策定された第3期熊本県障がい者計画で「ともに生きる」という理念を掲げ、住まいや日中活動・就業の場といった地域生活の場の確保や、学校教育・社会教育の充実を図りました。

さらに、20年近く経った現在もその理念を引き継ぎ、第5期熊本県障がい者計画の中で、障がいのある人もない人も「ともに生きる」社会を基本理念の一つとしております。

これら国・県の方針を受け、本市におきましても平成19年3月に策定した宇土市第1期障がい者プランから継続して、ノーマライゼーションを計画の基本理念として掲げております。

現在も、宇土市第3期障がい者プランにおいて、障がいや障がいのある方に対する理解と正しい知識の普及啓発に努めるとともに、ノーマライゼーションの理念の定着を図っていくこととしております。

今後も、障がいのある人、ない人にかかわらず、共に安心して暮らせる社会の実現を目指して、各種施策に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（柴田正樹君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 現状の報告ありがとうございます。ノーマライゼーションの理解は進んできていると私もおいおい感じております。それとLGBTですが、それこそノーマライゼーションという言葉が広がっていた頃、精神科学会では現在の性的マイノリティLGBTは性同一性障害という言葉で、精神的障害者として社会に理解をしてもらおうということが始まっていました。あれから30年、性同一性障害は社会的に認知が広がり、人の性志向の多様性を公称して、現在ではLGBTという言葉で理解は進み、都市部でのLGBTを認め合う運動に広がることで、市民にも理解され公的支援も整ってきています。

最後の質問に移ります。ノーマライゼーションという考え方と性同一性障害の多様性を認める社会運動は、宇土市でも少しずつ理解が広がってきました。そこで市長にお尋ねします。LGBTを精神的な障がいとしていた時代を経て現在があり、ノーマライゼーションの行政という考え方から、今後、宇土市は、公営住宅などの公的施設利用の許可に対して、パートナーシップ制度を導入する考えはあるのか。2年前の12月議会でも聞きました。再度、市長に見解をお尋ねします。

○議長（柴田正樹君） 市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） お答えします。

LGBTなどのいわゆる性的少数者については，昨年，LGBT総合研究所が実施した性自認に関するアンケート調査の中で，約10人に1人がLGBTなどの性的少数者に該当するという結果が示されました。衝撃的な数字だと正直感じました。こんなに割合が高いのかというのが正直なところでございます。

このことから，本市においても一定数のLGBTの方々がおられるものと推測され，家族や職場などで自分自身がLGBTであることを打ち明けることができず，又は理解してもらえないなど，日常生活の中で大変苦しい思いをされているのではないかと認識をしております。

パートナーシップ制度の導入につきましては，平成30年第4回市議会定例会において，同様に御質問をいただいたところであり，自治体が同性カップルに証明書等を交付することにより，公的なパートナーとして認めるものでございます。

本年7月末時点で全国56の自治体で導入され，県内では熊本市が昨年4月から実施をしておられます。

熊本市の導入経緯につきましては，LGBTを支援する団体からの要望書の提出，そして，その後の市と当該団体等との意見交換等を踏まえ，導入を決定されたものと伺っております。現在2組がこの制度により認知されておられます。

この制度の導入によりまして，先ほど議員のお話にもありましたとおり，公営住宅への同棲カップルとしての入居が可能となるほか，何よりもカップルであることを法的に認められるということ，また，LGBTなどの性的少数者に対する社会的認知度を深める大きな契機になると考えております。しかしながら，既にこの制度を導入している自治体でのパートナーとしての認知件数を見ましても，人口規模にもよりますが，先ほど申しました熊本市をはじめ，件数が少ないところも多いことから，制度自体の幅広い周知を含め，現時点で何が課題・問題点としてあるのか，引き続き，先進自治体の情報収集し，研究をしてまいりたいと考えております。

また，併せまして，市民の誰もが互いに価値観や個性，性の違いを認め合い，ノーマライゼーションの理念が深く浸透するためには，市民の皆様にLGBTについて正しく理解し，共感していただくことが何よりも重要だと思います。

私自身，昨年1月に市教育委員会が主催しましたLGBTをテーマとする研修会に参加しました。LGBTが決して特別ではないことを学び，そして，当事者の方々の苦しみや切実な思いを強く認識することができました。本市としましても，このような研修会等をおして，引き続き市民の皆様への啓発に努めるとともに，本市にとってどのような取組が必要な

のか、LGBTの方々の声にしっかりと耳を傾けながら、パートナーシップ制度の導入を含め、効果的な施策の実現に向け取り組んでまいります。

以上です。

○議長（柴田正樹君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） ありがとうございます。まだ県内でも少ない事例ですが、熊本都市圏を担う宇土市ですので、新しい考えの人たちが移住してくるような手立ては必要と思い、最後にパートナーシップ制度についてお尋ねしました。そういう方の相談があったときには、是非パートナーシップ制度の導入することを検討願います。また、LGBTについての市民の理解はまだこれからという面があります。市長も言われる共感するまでには大分時間がかかると思いますので、継続的にノーマライゼーションの共生の面からも配慮いただくことをお願いして、この質問を終わります。

今回の一般質問は、アルツハイマー病と中年期の健康づくりについて、パートナーシップ制度について質問しました。執行部におかれましては、簡潔明瞭な回答をいただき感謝いたします。これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（柴田正樹君） 以上で、本日の質疑並びに一般質問を終わります。

次の本会議は、明日9日水曜日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会をいたします。どうもありがとうございました。

-----○-----

午前11時38分散会

第 3 号

9 月 9 日 (水)

令和2年9月宇土市議会定例会会議録 第3号

9月9日（水）午前10時00分開議

1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

1. 中口俊宏議員

- 1 児童・生徒の学力向上対策について
- 2 安全・安心なまちづくりについて

2. 藤井慶峰議員

- 1 安心安全な給食を提供するために地産地消の更なる推進を

3. 芥川幸子議員

- 1 避難情報等の伝達手段の強化について
- 2 認知症高齢者の暮らしの安心について
- 3 がん患者等への外見ケアの支援について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員（18人）

1番 佐美三 洋 君	2番 小 崎 憲 一 君
3番 今 中 真之助 君	4番 西 田 和 徳 君
5番 園 田 茂 君	6番 宮 原 雄 一 君
7番 嶋 本 圭 人 君	8番 柴 田 正 樹 君
9番 平 江 光 輝 君	10番 檜 崎 政 治 君
11番 野 口 修 一 君	12番 中 口 俊 宏 君
13番 藤 井 慶 峰 君	14番 芥 川 幸 子 さん
15番 山 村 保 夫 君	16番 杉 本 信 一 君
17番 村 田 宣 雄 君	18番 福 田 慧 一 君

4. 欠席議員（なし）

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市 長	元 松 茂 樹 君	副 市 長	谷 崎 淳 一 君
教 育 長	太 田 耕 幸 君	総 務 部 長	杉 本 裕 治 君
企 画 部 長	石 本 尚 志 君	市 民 環 境 部 長	小 山 郁 郎 君
健 康 福 祉 部 長	岡 田 郁 子 さん	経 済 部 長	山 口 裕 一 君
建 設 部 長	草 野 一 人 君	教 育 部 長	宮 田 裕 三 君
総 務 課 長	光 井 正 吾 君	危 機 管 理 課 長	東 顕 君
財 政 課 長	上 木 淳 司 君	企 画 課 長	宮 崎 英 児 君
まちづくり推進課長	加 藤 敬 一 郎 君	環 境 交 通 課 長	北 谷 太 示 君
高 齢 者 支 援 課 長	柘 植 さ や 子 さん	健 康 づ くり 課 長	西 山 祐 一 君
学 校 教 育 課 長	田 尻 清 孝 君	指 導 主 事	太 田 黒 保 宏 君
給 食 セ ン タ ー 所 長	藤 本 勲 君		

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事 務 局 長	野 口 泰 正 君	次 長 兼 議 事 係 長 兼 庶 務 係 長	牧 本 誠 君
議 事 係 参 事	永 守 未 和 さん	庶 務 係 参 事	松 本 浩 典 君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（柴田正樹君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 質疑・一般質問

○議長（柴田正樹君） 日程第1，質疑並びに一般質問を行います。発言通告があつておりますので，順次これを許可します。

12番，中口俊宏君。

○12番（中口俊宏君） おはようございます。宇土市政研「志」の中口です。それでは早速質問に入りますので，よろしく願いいたします。

質問の一つが，児童・生徒の学力向上対策につきまして質問をいたします。宇土市の教育行政におきましては，平成31年3月から5か年計画で始めました第3次宇土市教育振興基本計画，これに基づいて進められておりますが，第4章には，今後5年間の目標が定められています。その一つが確かな学力の育成であり，この実施状況につきまして質問をいたします。確かな学力の育成を進める上で具体的な取組の一つとして，学力調査の分析と活用があります。それによりますと，熊本県学力調査，全国学力調査の実施後に，各学校の分析を行い，課題を明確に把握します。その課題を解決するために工夫や改善を行いますとあります。いわゆる小学校7校，中学校3校の学力調査の後に，各学校の分析を行い，そして各学校の課題を把握して対策を進めるということであります。

ここで，この過去3年間の学力調査の結果と課題につきまして，教育部長に質問をいたします。

○議長（柴田正樹君） 教育部長，宮田裕三君。

○教育部長（宮田裕三君） 全国学力学習状況調査における，平成29年度から平成31年度までの過去3年間の学力調査の結果及びその課題についてお答えします。

全国学力学習状況調査は，毎年4月，小学校6年生及び中学校3年生を対象として，教科に関する学力調査と学習環境等に関する学習状況調査を実施しております。実施教科は，小学校では国語と算数，中学校では国語と数学となっておりますが，平成30年度には小・中学校で理科が，平成31年度には中学校で英語が追加され実施されております。

過去3年間の結果につきましては，県平均と比較した場合，小学校の国語では，やや高い状況，算数は高い状況にあります。また，中学校の国語及び数学では，やや低い状況にあります。平成30年度の理科では，小学校は，やや低い状況，中学校は，低い状況にあります。また，平成31年度の中学校英語は低い状況にあります。

課題としましては，平成31年度の調査結果から報告させていただきます。

まず、小学校の国語では、目的や意図に応じて自分の考えの理由を明確にし、まとめて書くこと、算数では、台形について理解することなど、国語では書くこと、算数では図形領域で少し劣っている点が見られました。

次に、中学校の国語では、封筒の書き方を理解して書くこと、数学では、反比例の表からXとYの関係を式で表すこと、英語では、日常的な話題について情報を正確に聞き取ることなど、国語では書くこと、数学では数と式、英語では聞くことで少し劣っている点が見られました。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 中口俊宏君。

○12番（中口俊宏君） 答弁がありましたけれども、学力テスト過去3年間の結果の資料、これから言えることは、小学校の場合延べ11科目があります。本市の小学校の平均点、平成30年度の理科を除いて、他の10科目、これは熊本県の平均点、宇城地区管内の平均点と同等かそれ以上であります。要するに小学校の場合、ほとんどの科目が県あるいは宇城地区管内の平均点と同等か全て上回っているという状態であります。しかし、中学校の場合は、延べ12の科目の中で平成29年度の国語Bの平均点は、県の平均点と同等ですけれども、他の11の科目は、熊本県の平均点、宇城地区管内の平均点よりも全て下回っております。特に平成30年度の理科、平成31年度の中学の英語、これが低いということでもあります。これから言えることは、小学校の場合はある程度県の平均よりも上、しかし、中学校になると下がってくるといった傾向が見えるかと思えます。教育委員会の各委員の先生方が、これら学力調査の結果を分析され、そして、学校ごとの課題を明確にして改善策を検討されているかと思えます。この課題を明確にした上での今後の改善策、学力向上対策につきまして、教育長にお尋ねをいたします。

○議長（柴田正樹君） 教育長、太田耕幸君。

○教育長（太田耕幸君） 平成31年度全国学力学習状況調査の結果を受け、今後の学力向上の対策についてお答えいたします。

教育委員会としましては、学力調査と学習状況調査のクロス集計から分かったこと、また、分かる楽しい授業づくりの2点から対策を立て、各学校と家庭が連携して取り組むように指導してまいりました。

まず、学力調査と学習状況調査のクロス集計から、学力向上に有効な取組の傾向を分析しました。学力向上の有効な取組としましては、毎日、同じくらの時刻に起きているや、家の人と学校での出来事について話をしている、また、道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいるという回答がありました。そこで、生活リズムを徹底することの大切さ、家庭での会話の重要性、子どもが主体的に学ぶ

授業づくりの大切さなどが分かり、宇土市内の全小中学校で共通理解し、実践化を図っております。

次に、分かる楽しい授業づくりについては、基礎的・基本的な知識及び技能の定着のためにしっかり学ぶ場の設定など、県が示した授業づくりの五つの心得を明示して、児童生徒の視点に立った授業改善など教職員に指導してきました。実際の授業では、学校訪問による指導とともに、学校教育指導員が年間411時間の授業を参観した上で指導を行い、授業改善を図りました。各学校では、校内の研修だけでなく、本市が実施する小中一貫教育において、小中学校が共に課題を共有し、授業研究を進め、課題解決を図る取組も見られました。

また、本年度の実践では、本市に配置されている指導力に長けた指導教諭による、教職経験の浅い先生方を対象にした研修会を夏季休業期間に実施し、宇土市全体として指導力向上を図ったところです。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響から、全国学力学習状況調査は実施されませんでした。今後の対策として、教育委員会では、12月に行う県学力調査と宇土市独自の学力調査の課題を分析し、宇土市全体での共通実践事項等を設け、実践化を図るよう指導します。また、各学校ではそれぞれの学力調査の課題を基に、学習規律と授業改善の2点から具体的な改善プランを立てて、PDCAサイクルを実践するとともに、課題意識を持って授業改善を図り、個に応じた補充学習の充実を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 中口俊宏君。

○12番（中口俊宏君） 教育長のほうから答弁がありましたけれども、本市の大規模校、小規模校の特長を生かした対策を要望して質問を終わります。

二つ目の質問に入ります。二つ目は、安全安心なまちづくりについて質問いたします。私ども、安全安心なまちづくりの一つとして地域の皆様から要望を受けまして、矢印信号機等の設置等につきまして、関係機関へ要望活動を続けております。本日はその中の3件について、その進捗状況を質問いたします。

その一つが、市道中央線の大型車の夜間帯通行禁止の交通規制です。市道中央線におきましては大型自動車が夜間・深夜に通行するため、その騒音、振動から眠れないというような声が多く、特に高齢者には健康被害が発生しております。早急な対策が必要です。

二つ目は、南段原交差点に矢印信号機の設置です。これは、県道川尻宇土線と交差する市道側入地団地方面から松山方面へ流れを良くしてもらいたいということで、矢印信号機の設置についての要望であります。

三つ目は、市役所から国道57号、大曲踏切交差点への渋滞解消についてです。当所においては大型商業施設が移転開店し、さらに渋滞がひどくなっております。特に夕方には、大

曲踏切交差点からダイレックス付近まで渋滞しております。この渋滞解消につきましては、市民の方々から要望が数多くあっております。本市としての取組について、この3点につきまして市民環境部長に質問いたします。

○議長（柴田正樹君） 市民環境部長，小山郁郎君。

○市民環境部長（小山郁郎君） お答えいたします。交通安全対策については、地元から交通規制や信号機の設置などの要望が毎年数多く寄せられており、その都度、警察に要望を伝え、協議を行いながら進めているところでございます。

その中で、ただいま議員から御質問のあった3点について、お答えいたします。

まず、市道中央線交通規制の進捗状況についてお答えいたします。市道中央線の交通規制については、夜間帯での大型車通行規制を行う方向で警察と協議を進めております。

警察では、より効果的な規制とするため、規制エリアを市道中央線だけではなく、国道57号線及び県道14号線で囲まれた市街地中心部に広げた形での規制を検討されております。既に、市で規制エリア内の事業所への説明を行っており、現在は、警察で詳細な規制の範囲や規制する車両の大きさ、標識の設置場所などについて検討を行っているところです。

市といたしましても、今回、警察から非常に前向きな回答をいただいておりますので、早期実現に向けて可能な限り協力していきたいと考えております

次に、南段原交差点交通規制の進捗状況について、お答えいたします。

県道川尻宇土線セブンイレブン宇土南段原町店前交差点については、入地団地側からの右折車両が多く、渋滞が発生している状況であるため、交差点に右折矢印信号を設置する方向で警察と協議を行っております。

まずは、交差点の反対側の右折レーンを市が整備し、その後、警察が右折矢印信号を設置することとなっており、今年度中に設置できるように手続きを進めているところです。

最後に、大曲踏切交差点から市役所方面の渋滞解消対策についてお答えいたします。

大曲踏切交差点は、交通量の多い市道中央線と国道57号線との交差点で、交差点の形状が変則的であることや、すぐ近くにJRの踏切があることなどから、渋滞が発生しやすい状況にあります。現在は、当該箇所の渋滞状況などの調査を行っており、今後、渋滞解消策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 中口俊宏君。

○12番（中口俊宏君） 部長のほうから答弁がありましたけれども、一つ目の市道中央線の交通規制、二つ目の南段原交差点、ここに矢印信号の設置につきましては、今年度中にできるというようなことであったと思います。三つ目、市役所から大曲踏切交差点への交通渋滞、この解決策として、三角方面へ左折する際、信号に寄らないで左折ができるような交差点の

改良，これを検討すべきではないかというふうに思っております。例えば，国道57号線築籠の交差点，JA熊本うき宇土支所の西側，上田床屋さんのところの交差点です。あその交差点におきましては，緑川方面から進行し，走瀉方面へ左折する際，信号機に寄らないで手前の道から左折できます。皆さんあの場所はよく御存じかと思えます。この交差点を参考として専門家等に依頼するなどして，青写真を描き，図面を書いて，そして，関係機関と事前相談を積極的にやるべきではないかというふうに思っております。

私ども交通問題対策議員連盟といたしましても，積極的に協力してまいりますので，早め早めの対策をお願いいたしまして，質問を終わります。

○議長（柴田正樹君）　ここで換気のため3分間休憩いたします。換気の御協力よろしくお願ひします。

-----○-----
午前10時17分休憩
午前10時20分再開
-----○-----

○議長（柴田正樹君）　休憩前に引き続き，会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

13番，藤井慶峰君。

○13番（藤井慶峰君）　皆さん，おはようございます。無所属の藤井です。

今回の一般質問は，3月議会に予定をしておりましたうちの二問目だけをさせていただきます。私が所属する文教厚生常任委員会の所管する学校給食に関するものではありませんが，大局的な政策に関するものでありますので，一般質問で取り上げることを御了解いただきたいと思ひます。

さて，TPPや日米FTA，日米自由貿易協定の発効によって，安価な農産物の輸入が増加しております。遺伝子組み換え作物やゲノム編集によってつくられた作物，成長ホルモン剤や死んだ家畜を処理して粉末にした肉骨粉などを食べさせて育てた牛や豚，鶏の肉などが輸入されております。これらの肉は，人間にとって極めて危険だと言われております。遺伝子組み換えされた作物は，小麦，米，大豆，トウモロコシ，トマトなどの野菜類の栽培に際して，除草作業の手間を省くために除草剤を散布します。これらの作物には，除草剤を吸収しても枯れない遺伝子を組み込んでありますから枯れません。しかし，発がん物質であるグリホサート含む有害物質をしっかりと吸収しております。パンも輸入小麦から製粉したものや，他の作物から除草剤に含まれるグリホサートの残留が確認されているのであります。極めて危険なものと言わざるを得ないわけであります。

子どもたちの健康を守るためには，安心安全な食材を使うべきと思ひますし，安全で栄養

ある食べ物を食べさせるべきだと思うわけでありませぬ。遺伝子組み換え作物を研究・開発して、種を販売しているアメリカの多国籍企業モンサント社は、同時に、我が国でもよく使われておりますラウンドアップという除草剤を製造販売しております。アメリカでは、モンサント社、これは2016年にドイツのバイエル社が買収しまして、今はモンサント・バイエル社と申しますが、その会社に対して、がんを発病した人たちがこぞって裁判を起こしております、バイエル社に対して多額の賠償命令が出されております。現在1万1,200件の訴訟を抱えておるわけでありませぬ。それほど危険な除草剤を使っているわけでありませぬ。

私も時々スーパーに買い物に行きますが、小麦粉を使った商品、大豆、トウモロコシを原料とする食品は特に産地を確認して、遺伝子組み換え作物を原料とするものは買わないようにしております。今、全国の一部の市町村では、徹底した地産地消と自然栽培された野菜、有機野菜を利用した学校給食を実践しているところもあります。その結果、病気をする子どもたちが減少し、欠席者も減少しております。食という字は人を良くすると書きます。人に良いと書きます。人間の体に良いものが本来の食べ物であります。今、家庭でしっかり食べることができない子どもたちもたくさんおります。学校給食が一番の食事の機会であるという子どもたちもおります。そういう社会だからこそ、全国に民間ボランティアによる3千もの子ども食堂ができたわけでありませぬ。人間は体に良いものを食べる必要であります。病気になる人が減れば、家計も健康保険財政も助かるわけでありませぬから、そういう観点からもこの質問をするわけでありませぬ。

そこで、学校給食における地産地消をさらに推進することと、学校給食における安心安全のための食材産地の原料と今後の対応について、教育長にお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（柴田正樹君） 教育長、太田耕幸君。

○教育長（太田耕幸君） 議員の御質問にお答えいたします。

まず、国における食の安全確保の対策について説明いたします。

食品安全基本法により内閣府に設置された食品安全委員会が、科学的知見に基づき食品健康影響評価、いわゆるリスク評価を行い、その結果に基づいて関連行政機関である厚生労働省、農林水産省、消費者庁が規制等の措置であるリスク管理を実施しております。

また、リスク管理機関である厚生労働省は、食品衛生法等に基づき対策に取り組んでおります。その主なものとして、食品中の放射性物質対策、食中毒対策、BSE対策、検疫所における輸入品の監視検査による安全確保、食品に残留する農薬等の規制、食品中の汚染物質対策、食品添加物の安全性確保、遺伝子組み換えの安全確保等が実施されております。

国において、食の安全を確保するために、これらのあらゆる万全な対策が講じられている状況にあります。

そのような中、議員御質問の本市の学校給食で現在使用している食材産地の現状と、今後の対応についてお答えします。

食材の調達は、学校給食法に基づく学校給食衛生管理基準により食品の選定を実施しています。その中で、食材は国産と指定していませんが、現在、本市で使用している食材の産地におきましては、主食として週5回のうち3回提供する米飯の米については宇土市産、副菜である食品のうち加工食品を除く肉類・生鮮野菜については、おおむね県産又は国産を使用しています。

しかし、週2回提供する主食であるパンについては、県パン共同工場で製造されていますが、その原料である小麦粉については、県産をおおむね10%使用されているものの、そのほとんどはアメリカ産とカナダ産となっております。

また、加工食品の食材や調味料の原料等においては、外国産が含まれることもあります。

今後、学校給食における食材調達の対応については、安心安全はもちろんのこと量・品質・規格・価格・配送等を踏まえた安定供給が確保されなければならない課題がありますが、より多くの国産、地場産食材の使用推進に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 藤井慶峰君。

○13番（藤井慶峰君） 丁寧な御答弁ありがとうございました。答弁の中で、国において食の安全を確保するために、これらのあらゆる万全な対策が講じられている状況にありますという補足がありました。ただ、その基準が、私としてははっきり言って信頼できない、そういう思いがあります。国産の小麦粉は10%でほかはアメリカ産とカナダ産ということでありましたけど、これは恐らく遺伝子組み換え作物だと思って間違いないと思います。広大な農地で作物を栽培しますから、アメリカの場合も飛行機であるいはヘリコプターで、除草剤をいっぺんにかけます。そして、ほかの草を枯らしてから刈り取りをする。それが現実でありますので、恐らく遺伝子組み換え作物をつくっていると思います。TPPや日米FTA、自由貿易協定のISDS条項で投資家保護規定によって、遺伝子組み換え作物であるかどうかの表示さえも今はできなくなっております。もちろん、今でも原産国あるいは遺伝子組み換えかどうかを表示しているものがありますが、本来は貿易協定の中にはできないということになっております。韓国あたりでもこれで損害賠償請求されて、賠償金を払わされたという現実もあります。

また、先にも述べましたけれども、ホルモン剤を混ぜたエサを食べさせて短期間で成長させた牛の肉も大量に輸入されております。その点については、学校給食では使っていないということで了解しておきたいと思います。とにかく、食の安心安全は自分たちで確保しなければならないのが現状であります。

数年前、文教厚生常任委員会の視察研修で香川県の三豊市に学校給食の視察に行きました。このまちは、できる限り地元産食材を利用し、農家の人たちはできる限り農薬を使わないで栽培した野菜を提供しておられます。その結果、子どもたちの体温が上がって免疫力が高くなり、病気ににくい体になったということを報告されました。インフルエンザにかかる子どもも少なくなったと言っておられました。ノロウイルスが猛威を振るったときにも、胃腸炎にかかる子どもほとんどおらず、インフルエンザにかかってもすぐに熱が下がってしまったということでありました。また、儲け度外視でつくられた安全な野菜のおかげで、三豊市の給食費は香川県内で一番安く済んでいるということでもありました。三豊市の学校給食課にも地産地消推進員という担当がおられて、この推進員さんが自ら畑に向かい、地元の農家さんと信頼関係を築き、給食のための野菜をお願いしておられるということでありました。このまちな学校給食は全国各地から視察に来られて、それぞれのまちで生かされているのであります。

縷々申し上げましたけれども、今申し上げたことを踏まえて、学校給食の安心安全な食材の確保と、そのためにも地産地消をさらに推進していただくことをお願いして、簡単ですけど質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柴田正樹君） ここで、議事の都合により暫時休憩いたします。10時40分より再開しますので、その間換気をよろしくお願いします。

-----○-----

午前10時33分休憩

午前10時40分再開

-----○-----

○議長（柴田正樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

14番、芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 皆様おはようございます。公明党の芥川でございます。通告に従いまして順次質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まずは、避難情報等の伝達手段の強化につきましてお伺いいたします。総務省消防庁は、台風や大雨の際、地方自治体が住民に避難情報などを知らせる防災行政無線の受信機を各家庭に配備する事業を加速させています。スマートフォンなどのデジタル機器の扱いに慣れていない高齢者の方たちに情報を確実に届けるために、導入が遅れている市町村への支援を強化し、さらに今年度は新型コロナウイルス感染症対策に向けた情報伝達手段の強化に向け、昨年度の補正予算の2万台配備と合わせ、計12万台を急ピッチで普及させていく方針でございます。防災行政無線は災害時に自治体が地域住民に避難情報を一斉に伝達するための無

線網であります。屋外に設置したスピーカーで放送を流していますが、強風や大雨などの天候や地理的条件によっては、聞き取りにくいとの声があります。このため消防庁は、各家庭に戸別受信機などを配備し、自宅で長い時間過ごすことが多い高齢者をはじめ、広く住民に情報を確実に届ける体制づくりにも取り組んでいます。最近では、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、感染予防を住民に呼び掛ける手段としても有力視されています。同庁担当者は、高齢者が多い地域は、災害時に取り残される人が出ないように受信機の配備を進めてほしいと呼び掛けておりますし、最新の災害情報を伝えられる体制を整え、地域住民の迅速な行動につなげたいとも語っています。また、災害時に大きな被害が生じる恐れがある土砂災害警戒区域や浸水想定区域などでも受信機の設置は急務となっています。

このことから、本市では国の防災行政無線の戸別受信機の導入促進事業を活用して、戸別受信機の配備促進を検討されたのか、本市の状況をお伺いしたいと思います。また、受信機以外の伝達方法にも力を入れ、豪雨災害の頻発に伴い、避難指示や大雨特別警戒などの情報を住民にいち早く伝達できるよう、複数の手段を確保するよう自治体に呼び掛けられています。本市でも避難情報の配信促進については、様々な伝達方法が住民に情報発信をされていると思いますが、その取組も併せて総務部長にお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（柴田正樹君） 総務部長、杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えいたします。

現在、戸別受信機は、各行政区長に148台、消防団幹部に21台、小中学校及び幼稚園等公共施設に53台、防災行政無線が聞き取りにくい世帯に78台、合計300台を無償貸与しております。

この戸別受信機につきましては、緊急の防災情報以外にも、防災行政無線で放送されるものは全て同様に流れます。さらに、火災など災害発生時は、昼夜を問わず放送され、聞き逃しを避けるため、強制的に最大音量で音声が行く設定となっております。そのため、うるさいなどの苦情もあっており、一般的な家庭への設置はデメリットもあると考えております。

こうした状況の中、先ほど議員が言われました、昨年度、国の一次補正予算で防災行政無線の戸別受信機の導入促進事業が計上され、今年度へ繰り越されております。事業内容は戸別受信機の配備が進んでいない市町村のうち、50市町村を対象としまして、国が用意する戸別受信機約1万台を無償で貸与する事業であります。この事業を実施する場合は、同数程度の戸別受信機を市単独で整備する必要があります。仮に1万台を50市町村で割って、1自治体当たり200台を整備するとなりますと、1台4万円としまして、総額800万円の一般財源が必要となり、検討した結果、追加配備を見送っている次第でございます。

しかしながら、防災行政無線の放送のみにより避難情報を得られる世帯においては、大雨

や強風など気象状況により、音声聞き取りにくいといった状況が考えられます。

そこで、放送された内容を確認する方法といたしまして、市では、電話応答装置を整備しております。こちらに電話していただきますと、防災行政無線でお知らせした放送内容を確認することができます。なお、昨年度の電話応答装置の利用件数は633件となっております。

また、本市では、避難所開設や避難勧告等の避難情報を防災行政無線以外にも、市ホームページ、お知らせメール等でお知らせしております。

特に、必要な情報が必要な方へ提供できるよう、お知らせメールや宇土市公式Facebook、宇土市公式LINE@などのインターネットを利用した情報配信を推進しております。それぞれの8月末日現在の登録者数は、お知らせメールが2,258名、宇土市公式Facebookが2,146名、宇土市公式LINE@が1,296名となっております。

それぞれの登録方法は、市ホームページや、広報紙に掲載しておりますが、今後も、登録者が増えるよう啓発に努め、避難情報の配信促進につなげてまいります。

さらに、災害から身を守るためには、市から発信する大雨や台風時の避難情報を待つのではなく、市民自ら情報収集する自助も大変重要だと考えております。

気象庁が発表する気象情報や、県ホームページにある防災情報くまもと等の災害情報のほか、本市でも、災害情報を提供するため、今年度、網津川に2台、飯塚川に3台、計5台の河川カメラを新たに設置し、市ホームページ上で閲覧できるようにしております。今後、他の河川に4台設置し、合計9台となりますので、是非御活用いただきたいと思っております。

また、各行政区で組織されております自主防災組織等による共助も重要であり、特に避難する際に支援が必要な要援護者に対しては、自主防災組織や民生委員・児童委員、消防団など地域での見守りや助け合いが必要だと考えております。

このように、災害の恐れがある場合には、自助・共助の観点からも、率先して災害情報を収集・伝達していただき、早期避難に努めていただくことが、命を守る一番の方法だと考えております。

市としましても、引き続き自助・共助の重要性を広報紙やホームページ等で広く市民へ周知していくとともに、避難所の開設や早期避難の呼び掛けなど公助の役割を果たしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御答弁ありがとうございます。部長の方からは、戸別受信機の配備を見送ったということでありましたが、避難情報を防災行政無線以外に、市ホームページ、お知らせメール、宇土市公式Facebook、宇土市公式LINE@などのインター

ネットを利用した情報配信を推進しているということでもあります。現状としては登録者もまだ少ないように思いますので、さらに登録者が増えるように啓発していただいて、1人でも多くの方に情報をいち早く伝達できるような体制をつくっていただくよう、どうかよろしくお願ひいたします。

次に、認知症高齢者の暮らしの安心につきまして2点お伺いをさせていただきます。

まず、宇土市で策定している認知症ケアパスの活用状況をお伺いさせていただきたいと思ひます。認知症ケアパスとは、認知症の進行状況に応じて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるかを分かりやすく示したものであります。本市におきましては、昨年2月に改訂をされ、ホームページに掲載をされています。今回、市民の方から相談がありましたので、改めて本市の認知症ケアパスを見させていただきました。認知症のことについて心配をされていらっしゃる家族の方が見られても、大変分かりやすく活用できると思ひました。この中にチェックリストがありますが、認知症を早期発見するには、こうした気軽に気づきのチェックができるチェックリストを活用することが、きっかけになるのではないかとと思ひます。改めて、本市の認知症ケアパスの必要性を感じたところでござひます。

しかし、インターネットを余り利用されていない方や、インターネット環境をお持ちでない方もいらっしゃると思ひます。そこで、より多くの市民の皆様を活用していただくために、紙ベースで用意していただいて、いろいろな機会にチェックできるようなそんな機会があるといいのではないかとと思ひました次第です。是非、紙媒体としての配布方法を検討していただきたいと思ひます。ここに、今日は置いてもらいました。健康福祉部長にお伺いをさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（柴田正樹君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 認知症ケアパスとは、認知症の方の病状の進行に応じた適切な対応方法、介護保険サービスや医療の提供の流れをまとめたリーフレットです。先ほど議員さんがおっしゃっていただいたとおり、皆様の机に配布させていただきましたので御覧ください。

本市では、平成27年度の第6期介護保険事業計画策定時に、第一版を作成し、その後、平成31年度の第7期計画策定時に、認知症初期集中支援チーム・認知症カフェなどの新たな取組の追加、認知症の症状の進み方に応じた対応方法や相談機関を追加するなど、内容を充実させる改定を行っております。

この認知症ケアパスは、介護事業所や定期的に開催しているケアマネジャーの方が集まる会議を通じて、市民の皆様にも周知しており、市のホームページからダウンロードして使用することになっております。また、現在は、印刷したものを高齢者支援課窓口などに御用意し、

高齢でインターネット環境をお持ちでない方にも、手軽に役立てていただけるよう改善しております。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御答弁ありがとうございました。現在は、印刷したものを高齢者支援課窓口などに用意してあるということなので、安心をいたしました。現在のようなコロナ禍の中で、認知症が進行したのではないかと不安に思っている方や御家族の方が増えたように思います。どうかそのような方たちなど、より多くの皆様に手軽に役立てていただくことができるように、よろしく願いいたします。

2点目に、認知症高齢者の事故補償につきましてお伺いをいたします。2007年愛知県大府市で、認知症の男性が線路に立ち入って電車にはねられ死亡され、家族の賠償責任の有無が最高裁判所まで争われました。この事件をきっかけに、認知症高齢者が事故を起こした際の家族への支援が注目をされ、このような万一の事故やトラブルに備えて、民間保険を使った損害賠償保険制度を導入する自治体が増えてきております。徘徊時の事故に際し、御本人が保険に加入していれば対応できますが、加入していない場合は、補償ができないことが予想されます。本市においても、こうした損害賠償保険制度を導入してはどうかと考えます。認知症の方や御家族が安心して暮らせるように、是非加入を検討していただきたいと思えます。

また、認知症高齢者等徘徊SOSネットワークの登録状況はどのようになっているのか、昨年1年間での宇土市内での徘徊事案は何件発生したのかも併せて、健康福祉部長にお伺いをいたします。

○議長（柴田正樹君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 県外の自治体には、認知症の方が他人を負傷させる、財物を壊すなど、法律上の損害賠償責任を負う場合に備えた保険に、自治体が保険契約者として加入しているところがございます。

本市では、現時点では認知症の方が賠償責任を負うような事案は把握しておりませんが、今後、認知症高齢者の増加は確実ですので、そのような事案が増加することも想定し、他市町村の事例を収集し、費用対効果及び制度導入の必要性について検証してまいります。

次の御質問の、認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業は、徘徊の恐れのある方について、御家族等からの申出によりその方の氏名や身体的特徴、顔写真などの情報を登録し、関係機関でこれらの情報を共有することで、地域の協力を得て日常的な見守りを行い、行方不明になった場合には早期に発見されるよう支援体制を構築するもので、現在の登録者は36人です。

また、本市で把握している昨年1年間に発生した認知症による行方不明、徘徊事案は3件で、いずれも無事に発見されました。これらの方々は、当時このSOSネットワークには登録されておりませんでした。その後、御家族からの申出により、SOSネットワークへの登録を行っております。

以上です。

○議長（柴田正樹君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御答弁ありがとうございました。現在、このような損害賠償保険を導入している自治体は、市が配信している高齢者の見守りネットワーク事業などに登録している方が対象者になっているようでございます。認知症を抱えている本人やその御家族の安心につながるように、前向きな御検討をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、がん患者等への外見ケアの支援につきましてお伺いをいたします。

9月は防災の月でもあります。がん抑圧月間でもあります。現在は、健診による早期発見や診断技術や治療方法が飛躍的に進んだことで、がん治癒率に相当する5年生存率は全体で約70%、早期がんに限れば95%に達していると言われ、がんと共に生きる人生が特別なことではなくなっています。そして、最近のがん治療法も以前の長期入院から通院治療へと大きく変わりつつある中で、がんになっても働ける社会の構築が求められています。

がん治療の副作用として、脱毛があるのは広く知られています。治療中であるとはいえ、体力は残っているのに外見を気にして仕事に行けなくなったり、外出をしなくなったりすることは残念なことで、むしろ生きがいを持って自分のできるペースで仕事や外出を楽しむことは、治療もいい方向へと向かっていくと思います。自治体の中では、がん患者の皆様の就労や社会参加を応援し、療養生活の質がより良いものになるように、医療用ウィッグなどの購入費の一部を助成されているところがあります。そこで、本市においても、がん治療中の市民の方を応援するために、医療用ウィッグなどの購入費に対して助成をしていただきたいと思います。健康福祉部長に本市の見解をお伺いさせていただきます。よろしく願いします。

○議長（柴田正樹君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 我が国において、がんは昭和56年より死因の第1位であり、平成30年には約37万人の方ががんで亡くなり、生涯のうちに約2人に1人が罹患すると推計されています。現在は、がんにかかることは決して珍しくない状況となっております。

がんの治療は、がんの発生した部位によりますが、外科的手術、放射線治療、抗がん剤による化学療法が主なものとなっております。そのうち、抗がん剤治療は様々な副作用を引き起

こしますが、その中でも脱毛症状は外見に著しい変化を表すことから、多くの患者を悩ませることが知られています。

がんに罹患した方の身体的、精神的な苦痛や不安は計り知れないものです。また、治療による副作用の脱毛により、就労や社会参加などに支障がある場合も考えられます。

議員御提案のがん患者への外見ケアの支援を行うことが、社会生活上の不安を緩和し、経済的負担を軽減するものと考えられます。抗がん剤の副作用による脱毛の場合、多くの方が医療用ウィッグを購入されますが、その費用については医療保険等は対象にならず、全額自己負担となります。自治体によっては、その費用の一部を独自に補助しているところもありますので、今後本市においても、その必要性について検討してまいります。

以上です。

○議長（柴田正樹君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御答弁ありがとうございました。是非とも前向きに御検討していただくことをお願いしまして、本日の質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（柴田正樹君） 以上で、本日の質疑並びに一般質問を終わります。

次の本会議は、明日10日木曜日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

午前11時01分散会

第 4 号

9 月 1 0 日 (木)

令和2年9月宇土市議会定例会会議録 第4号

9月10日（木）午前10時00分開議

1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

1. 杉本信一議員

- 1 轟泉水道・旧高月邸の保存活用と国指定に向けた取組について
- 2 船場界限の新たなまちづくりについて

2. 福田慧一議員

- 1 小中学校の少人数学級の実施について
- 2 保育所、学童保育のコロナ感染防止対策について
- 3 秋から冬にかけてのコロナ感染症とインフルエンザの同時流行に対する対策について
- 4 介護施設、高齢者施設等のコロナ感染防止対策について

3. 今中真之助議員

- 1 指定管理施設について
- 2 教育行政について
- 3 新型コロナウイルス感染症拡大予防策について

日程第2 常任委員会に付託（議案第81号から議案第97号）

日程第3 常任委員会に付託（請願・陳情）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員（18人）

- | | |
|-------------|--------------|
| 1番 佐美三 洋 君 | 2番 小崎 憲一 君 |
| 3番 今中 真之助 君 | 4番 西田 和徳 君 |
| 5番 園田 茂 君 | 6番 宮原 雄一 君 |
| 7番 嶋本 圭人 君 | 8番 柴田 正樹 君 |
| 9番 平江 光輝 君 | 10番 檜崎 政治 君 |
| 11番 野口 修一 君 | 12番 中口 俊宏 君 |
| 13番 藤井 慶峰 君 | 14番 芥川 幸子 さん |

15番 山村保夫君
17番 村田宣雄君

16番 杉本信一君
18番 福田慧一君

4. 欠席議員（なし）

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元松茂樹君	副市長	谷崎淳一君
教育長	太田耕幸君	総務部長	杉本裕治君
企画部長	石本尚志君	市民環境部長	小山郁郎君
健康福祉部長	岡田郁子さん	経済部長	山口裕一君
建設部長	草野一人君	教育部長	宮田裕三君
総務課長	光井正吾君	危機管理課長	東 顕君
財政課長	上木淳司君	企画課長	宮崎英児君
まちづくり推進課長	加藤敬一郎君	高齢者支援課長	柘植さや子さん
子育て支援課長	中山好美さん	健康づくり課長	西山祐一君
学校教育課長	田尻清孝君	指導主事	太田黒保宏君
文化課長	池田和臣君		

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	野口泰正君	次長兼議事係長兼庶務係長	牧本 誠君
議事係参事	永守未和さん	庶務係参事	松本浩典君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（柴田正樹君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 質疑・一般質問

○議長（柴田正樹君） 日程第1，質疑並びに一般質問を行います。発言通告があつておりますので，順次これを許可します。

16番，杉本信一君。

○16番（杉本信一君） 皆さんおはようございます。時間の都合もございますので，早速質問をさせていただきます。

さて，熊本地震から早いもので4年数箇月が過ぎましたが，民間，企業，行政の御努力によって，復興も目にも見える形で進んでまいりました。しかしながら，新しく建物が建ち，復興が進んでまいりますと，それまで見慣れた風景が変わってしまい，一抹の寂しさも感じるところでございます。

指定文化財についても大きな被害を受けてしまいましたが，復旧工事により以前と同様，元の姿に戻ってくれました。文化財が私どもに安らぎや様々な効果をもたらしてくれます。まちを代表する顔として未来永劫守り，継承していく必要性を痛感しているところでございます。そこで，立派に復興がなつた市指定文化財について，これからの新たなまちづくりの中で，今まで以上に生かしていくことが重要であると思ひます。

そこで，1番目として3項目に分けて，轟泉水道・旧高月邸の保存活用と国指定に向けた取組について，2番目といたしまして同じく3項目に分けておりますが，船場川界隈の新たなまちづくりについてお尋ねいたします。

それでは，1番目の質問でございますが，轟泉水道・旧高月邸の保存と活用について。熊本地震により被災した市指定有形文化財旧高月邸は，復旧工事完了後，昨年4月から一般公開されておりますが，邸内には，市指定史跡轟泉水道の井戸が現存しております。江戸時代と同様に現在も利用できる貴重なものでございますので，これからの保存と活用の現状についてお尋ねをいたします。教育部長よろしくお願ひします。

○議長（柴田正樹君） 教育部長，宮田裕三君。

○教育部長（宮田裕三君） 市指定文化財の轟泉水道は，宇土藩初代藩主細川行孝の時代に，轟水源から宇土町中心部へ飲料水を供給するために敷設された総延長約4.8キロメートルの上水道です。敷設された年は西暦1663年で，我が国の上水道では18番目に完成したものです。各地に存在した江戸時代の上水道は，近代化に伴い失われているため，轟泉水道は現存する日本最古の上水道として広く知られています。

敷設当初は瓦質の水道管でしたが、傷みが激しくなったため、敷設から約100年後の江戸時代中頃、宇土藩第5代藩主細川興文の時代に、宇土特産の馬門石でつくられた水道管に交換されて現在に至ります。この改修から約250年を経た今でも、轟泉簡易水道組合の維持管理のもと、約80戸の世帯で生活用水として利用されております。

同じく市指定文化財の旧高月邸は、宇土細川家の家臣であった高月家の邸宅で、現存している家臣クラスの武家屋敷としては県内最古のものです。また、邸内の長屋門には、轟泉水道の井戸が今も使える状態で残されています。江戸時代の武家屋敷と井戸がそろって当時の姿のまま残されていることから、全国的にみても歴史的価値の高い文化財と評価されております。

市では、平成26年に旧高月邸の土地と建物を取得するとともに、平成27年度から古文書講座等の活用事業を行っていましたが、平成28年熊本地震で大きな被害を受けたため、邸内の見学や利用ができない状態となりました。その後、平成29年8月から約1年かけて災害復旧工事を行い、平成31年4月からは、原則、土・日・祝日に限って一般公開しています。邸内の清掃や来館者への説明等の管理運営業務については、うと歴史観光案内人の会に委託しており、昨年度は642名の方が来館されています。

本市における貴重な文化遺産である轟泉水道と旧高月邸の保存と活用について、今後も官民協働で継続して取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 杉本信一君。

○16番（杉本信一君） それでは2番目に移りますが、市では、轟泉水道及び旧高月邸保存活用検討委員会を設置されまして、国の文化財指定に向けた取組を計画されておりますが、その具体的内容についてお尋ねをいたします。教育部長お願いいたします。

○議長（柴田正樹君） 教育部長、宮田裕三君。

○教育部長（宮田裕三君） 市では、轟泉水道と旧高月邸の一体的な保存と活用を推進するとともに、国の文化財指定を目指すため、平成29年度から歴史学や建築史等の専門家の現地指導をいただいております。平成31年3月には、轟泉水道及び旧高月邸保存活用検討委員会設置条例を制定し、学識経験者等で構成される検討委員会を設けました。

現在、国指定に向けた準備に取りかかった段階といえますが、国の文化財に指定される要件として、文化財としての学術的な価値付けが必須条件となります。具体的には、歴史学や建築史、考古学等の関連分野ごとに詳細な調査や資料整理を行うとともに、その成果を盛り込んだ調査報告書を作成する必要があります。

轟泉水道と旧高月邸に共通して必要な調査として、古文書等の史料調査があります。また、轟泉水道敷設区間の測量調査や旧高月邸の建造物調査等が必要であり、併せて以前実施した

轟泉水道の発掘調査の資料整理が必要となりますので、今年度から古文書や古い写真の調査等に着手しており、来年度は測量調査等を行う予定です。国の文化財に指定されるためには、これらの調査等を通じて、轟泉水道と旧高月邸の文化財としての本質的価値を明らかにすることが求められます。

このような調査等の内容や進め方について、検討委員会で指導助言をいただくとともに、今後どのようなスケジュールで進めていくのかを決定し、国の文化財指定の早期実現に向けた取組を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 杉本信一君。

○16番（杉本信一君） 詳しく説明をいただきましてありがとうございました。

それでは3番目に移らせていただきますが、轟泉水道の積極的な活用について。轟泉水道の利用価値を高めるため、最終地点でございます船場橋たもとの最終井戸まで水を通すことが重要であると考えますが、この点について市はどのように考えをなされているのかお尋ねをいたします。教育部長お願いいたします。

○議長（柴田正樹君） 教育部長、宮田裕三君。

○教育部長（宮田裕三君） 轟泉水道は、轟水源を起点とし、かつて宇土細川藩の陣屋や武家屋敷が存在した宇土町中心部を経て、船場橋たもとの最終井戸まで水道管が敷設されています。しかし、現在は水道管の破損による水漏れが原因で、新小路町の教育委員会付近までの通水に留まっており、最終井戸がある船場町や本町五丁目付近にかけての約300メートルの区間は、水道の水が供給されておられません。

このような破損した水道管の修復は、轟泉水道を文化財として適切に保存し、後世に継承するためには将来的に必要なことと考えられます。このことに関連して、轟泉水道が国の文化財に指定されれば、破損した水道管の修復工事等に要する経費が、国から補助金として支出されるというメリットがあります。また、本来の状態である最終井戸までの通水が、水道管の修復によって可能であるならば、轟泉水道の利用価値をより高める効果が期待されます。

轟泉水道の本質的価値を後世に保存継承していくためには、破損した水道管の修繕等が将来的に必要なとなります。轟泉水道の国の文化財指定に向けた取組とともに、今後検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 杉本信一君。

○16番（杉本信一君） ありがとうございます。私は以前から、轟泉水道、船場橋まで通水できて、初めて江戸時代から現代まで使われている現役の日本一の水道だと言えていると思っております。市も将来的とはいえ、通水を実現することについては、必要性を理解されている

ようでございます。そのためにも是非、国からの文化財指定を受けることにつきます。文化課の皆様には今後とも精いっぱい御努力いただきますようお願いをしておきたいと思えます。

それでは、次の2番目の項目でございますが、船場界限の新たなまちづくりについてお尋ねいたします。船場界限には、再建工事が完了した船場橋や轟泉水道の最終井戸、船着場跡等の歴史的な遺産があり、市を代表する観光地でもあります。そこで、宇土の歴史においてどのような点が重要なのか、また歴史的資源としての活用の現状についてお尋ねをいたします。教育部長お願いします。

○議長（柴田正樹君） 教育部長、宮田裕三君。

○教育部長（宮田裕三君） 市の中心部を流れる船場川のうち、船場橋一帯は16世紀末頃にキリシタン大名小西行長による城下町整備に伴い、運河として整備されたと伝えられています。江戸時代になると、船場界限には宇土細川藩領内から集められた年貢米を集積した蔵屋敷や船奉行の屋敷等が整備され、宇土における物流の拠点として大変にぎわいました。当時、数多くの船が様々な物資を載せて船場川を行き来した様子が想像できます。このように、船場界限は江戸時代の宇土における経済活動において、大変重要な場所であったことが分かります。

現在も、船場界限には、江戸時代の船着場跡や護岸の石垣、宇土特産の馬門石を使用した船場橋、轟泉水道最終井戸等の貴重な文化財が残っております。また、船場川両岸のエノキ群は、物流の拠点としてにぎわっていた当時の様子を偲ばせます。なお、船場橋については、熊本地震で大きな被害を受けましたが、平成30年4月から6月にかけて復旧に伴う解体工事を実施し、昨年11月から復元工事を行い、今年3月に完了しました。

船場界限における歴史的資源の活用としては、来訪者の方に船場界限の歴史を知っていただくため、現地に解説サインを設置しております。また、市内小学校の総合学習や歴史愛好者等の団体の依頼に応じて、市文化課の学芸員やうと歴史観光案内人の会が現地で説明を行っております。

轟水源を起点とする轟泉水道のルート周辺には、国重要有形民俗文化財の雨乞い大太鼓を展示する大太鼓収蔵館や小西行長が築城した近世宇土城跡、旧高月邸等、市を代表する文化遺産が点在しており、その最終地点に船場界限は位置しています。これらの文化財を活用したまちづくりに積極的に取り組むことによって、船場界限等の市中心部への来訪者の増加が期待されます。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 杉本信一君。

○16番（杉本信一君） 次に、これまでの船場界限における環境整備について。市では、か

つてふるさと創生事業で、船場界隈の環境整備を行ってこられました。また、近年では駐車場や蔵屋敷の整備を行っております。これまでの環境整備等の取組について、お尋ねをいたします。

○議長（柴田正樹君） 教育部長，宮田裕三君。

○教育部長（宮田裕三君） 市では、ふるさと創生事業を活用し、大太鼓収蔵館建設のほか、船場界隈の環境整備事業を実施しました。

船場界隈においては、平成2年から平成5年までの4か年にわたり、船場橋の修理や船着場跡の石垣修復、轟泉水道最終井戸の覆屋や解説サインの設置、アジサイや花菖蒲の植樹帯整備等の環境整備を行いました。市指定天然記念物の船場川両岸のエノキについては、必要に応じて枝の剪定や樹木医の診断に基づく保存処理を行っております。

また、平成23年12月に船場界隈の景観保全と観光客や商店街への買い物客等の駐車場確保という観点から、本町通り沿いの船場川右岸の土地約216平方メートルを購入し、駐車場として整備しております。そのほか民間の取組として、平成25年に船場橋近くにある明治時代の蔵をリフォームした船場蔵屋敷がオープンしております。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 杉本信一君。

○16番（杉本信一君） ありがとうございます。それでは、3番目の質問でございますが、震災後空き地となった周辺の土地利用について。船場橋の解体修理によって発生した橋の土台の仮置き場として使用させていただいた、船場町の吉田氏所有の土地であります。市では、2019年4月発行の第6次宇土市総合計画前期基本計画を発表し、宇土市7地区ごとにまちづくり計画を示していただきました。住民の意見や要望を基にして策定された重きある計画だと私は思っておりますが、これからの宇土地区の新たなまちづくりをする中で、多目的活用の可能性のある最もふさわしい場所だと思いますので、是非、市で今後活用の検討をいただきますよう提案をさせていただきます。このことについては、市長にお考えをお尋ねさせていただきます。

○議長（柴田正樹君） 市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） お答えをいたします。

熊本地震で市街地が大きな被害を受けました。そして数多くの建物が解体をされ、空き地が溢れてきた。そこまではそうでもない話ですけど、そこに今度草が生えだして、市街地の至るところが荒れ地が放置されているような状況になってしまったことを思い出します。当時、これは杉本議員ともお話をさせていただいたような気がするんですけども、この空き地を何とか活用できないかということで、このピンチではあるんですけども、これを市街地の再生のチャンスに変えられないかという思いで、中心市街地の解体空地活用事業という

ものを掲げさせていただいたところでもございました。残念ながら、国のほうで家屋の解体後の固定資産税の減免措置が発生しまして、2年間は減免があるということもあって、すぐにこれが動き出したわけではないのですけれども、思いとしてはこの地震での被害を逆にチャンスに変えられないかと思ったところでもございます。

議員も同じ思いで、何箇所かお話をいただいたところもありました。そういう思いでお話をされておりまして、今回の船場橋周辺の空き地となった土地についても公園や駐車場等、市として活用できないかというふうな趣旨の御質問であるかと思えます。

現状を申しますと、残念ながら具体的な計画があるわけではございません。ただ、議員がずっと関わってこられました御獅子舞でありますとか大太鼓に関してもそうなんですけれども、歴史は活用してこそ初めて生きてくるものだと思います。そしてまた、お金で買えないものもまた歴史の大きな特徴、いいところであると思っています。そういう意味でも、古くから市民の憩いの場となっておりますこの船場界限についても、できる限りその魅力を損なうことなく、未来につないでいくことが、今を生きる私たちの使命であると思っています。

とはいえ、無い袖は振れないというのが実情なんですけれども、もしこの船場界限一帯を整備するのであれば、現存する日本最古の上水道である轟泉水道、ちょうど末端になっておりますが、この轟泉水道と絡めて整備するしかないと思っております。ただ、面的な整備をするとなると、財源が必要になってきます。先ほど教育部長の答弁にもありましたが、轟泉水道の国指定に向けては、既に動き出しておりまして、調査等に入っております。国指定となれば、これは事業の組み立て方次第だと思いますけれども、財源的にも有利となってまいります。こういったところもやはり大きな市街地の開発といいますか、市街地での整備となりますと、大きな財源が必用となりますので、このあたりを合わせた上で少し時間をいただいて、検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（柴田正樹君） 杉本信一君。

○16番（杉本信一君） 私から御提案をさせていただきましたけれども、最初から良い返事が返ってくるということは、これはございません。当然のことでもございます。しかしながら、市長も私と同じような思いを持たれているということがはっきりいたしました。安心したところでもございます。市長からの御発言でもございますけれども、個人的な見解とは言えです。轟泉水道と絡めて整備うんぬんというような発言をいただきました。これは、私にとりましては大変有り難く受け取ったところでもございます。今後、大いに期待が持てるんじゃないかというふうに想像したところでもございます。

そういったことで、最後になりますが、今回の質問を通じて認識を新たにさせていただきましたが、できるだけ早く国の文化財指定を実現する。このことが今後の保存、継承や空き

地の利用促進のための鍵を握っているようでございます。これからも国指定の早期実現と、吉田邸の土地利用については、しっかり研究をしていただきまして、なるべく早く具体的な計画が進んでまいりますようお願いをしたいと思います。

それでは質問を終わらせていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（柴田正樹君） ここで換気のために3分間休憩いたします。御協力をお願いします。

-----○-----

午前10時22分休憩

午前10時25分再開

-----○-----

○議長（柴田正樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

18番、福田慧一君。

○18番（福田慧一君） おはようございます。日本共産党の福田です。今回は、小中学校の少人数学級の実施など、4点について質問をいたします。教育長、担当部長の誠意ある答弁をお願いいたします。

まず第1点の少人数学級の実施について質問いたします。コロナ感染が全国的に広がっており、熊本県内でも県北の会社や老健施設で集団感染が発生をし、全国でも人口当たりの発生数は高い県の一つとなっております。こうした中で、小中学校でのコロナ感染防止を図り、安心して授業が受けられるように少人数学級を求める声が全国的に広がっております。宇土市でも小学校7校、中学校3校での学級編制についてどうなっているのか、教育部長にお聞きいたします。

○議長（柴田正樹君） 教育部長、宮田裕三君。

○教育部長（宮田裕三君） 市内小中学校における、令和2年5月1日現在の通常学級の学級内訳についてお答えいたします。

市内小学校全体の学級数は78学級で、人数別学級数で見ると、20人未満の学級が17学級、20人以上30人未満の学級が27学級、30人以上の学級が34学級となっております。

次に、市内中学校全体の学級数は27学級で、人数別学級数で見ると、20人未満の学級が3学級、20人以上30人未満の学級が2学級、30人以上の学級が22学級となっております。

規模別に見ると、走潟小、緑川小、網津小、網田小、住吉中、網田中の小規模校については、全体的に1学級当たりの児童生徒数は少なく、宇土小、花園小、鶴城中の大規模校については、1学級当たりの児童生徒数は多い傾向にあります。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） クラス編制では、30人以上の学級は小学校で34学級、中学校で22学級、合わせて56学級とのことであります。文科省は、学校再開に向けて5月22日に出した学校での新しい生活様式の中で三つの密、密閉・密集・密接を避け、ゼロ密を目指すとして身体的距離の確保を推奨しておりますが、3密を避けるためにどんな取組が行われているか、教育部長にお聞きいたします。

○議長（柴田正樹君） 教育部長、宮田裕三君。

○教育部長（宮田裕三君） 学校の新しい生活様式での三つの密、密閉・密集・密接の回避の取組についてお答えします。

文部科学省から5月22日付けで示された、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルでは、学校生活において、可能な限り身体的距離を確保することが必要であり、座席の配置や、集会での間隔など、身体的距離の目安が示されました。また、距離確保のために必要に応じて、分散登校の導入についても提案されており、この内容を受け、学校再開に向けた準備段階では、全ての小中学校において、3密が同時に重ならない条件に配慮しながら、学校規模に応じたやり方で分散登校などを行いました。

現在、学校での取組としては、窓を開け換気を行うこと、マスク着用や教職員におけるフェイスシールドの着用、人が触れる箇所の消毒などを徹底して取り組んでおります。また、学校行事においても、例えば全体集会は、校内放送やモニターをとおし、密集を避けて開催するなどの取組が行われているところです。

特に、授業中における身体的距離の確保については、児童生徒の間隔を十分に開けた座席配置ができる学校もありますが、学級の人数が多く、十分な間隔を確保できない学校もあります。そのような場合でも、教室の規模に合わせ可能な限り間隔を確保し、授業中も常時換気を徹底することで、3密を避ける対策が行われているところです。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 文科省の新しい生活様式で参考として示しているのは、身体的距離は、教室での児童生徒の席を縦190センチメートル、横210センチメートル、斜め135センチメートルとなっているが、この方法を実施するには縦横8メートルで教室の広さは64平方メートルと、大規模校も小規模校も同じ広さになっておりますので、感染予防のための生徒間の十分な距離を保つことは無理であり、40人学級のクラス編制では、子どもたちの感染予防と必要な教育環境を保障し、安全安心な学びを保障することはできません。そのため、全国的に少人数学級を求める声が大きく広がっております。全国知事会、全国市長

会、全国町村会の会長は、文科大臣に新しい時代の学ぶ環境整備に向けた緊急提言をし、要望しております。このような要望は、全国の小中学校校長会、支援学校校長会なども行っており、この提言をできるだけ早く、少人数学級にするよう教育委員会も努力すべきと思います。県や国に対し、必要な教員を増やすよう要望するべきであります。教育長の思いをお聞かせください。

○議長（柴田正樹君） 教育長，太田耕幸君。

○教育長（太田耕幸君） 地方3団体代表の提言について、私の見解をお答えいたします。

令和2年7月3日に、全国知事会、全国市長会、全国町村会の地方3団体代表による緊急提言書が、文部科学大臣あて提出されました。その中に、現在の40人学級では、新型コロナウイルス感染症予防のために児童生徒間の十分な距離を確保することが困難であり、必要な教育活動を継続して、子どもたちの学びを保障するためには、少人数学級により児童生徒間の十分な距離を保つことができるよう、少人数学級編制を可能とする教員の確保を図ることを求める内容が示されています。

このことを受けて、政府は、令和2年7月17日に示された骨太方針2020にて、少人数によるきめ細やかな指導体制の計画的整備を検討することを決定するとともに、同年8月25日に開催された教育再生実行会議では、少人数学級の規模として30人未満とするという意見も出ており、さらに検討が進められることになっています。

少人数学級編制のためには、教員の増員だけでなく、教室の確保が必要になります。現在の学級の状況については、教育部長が答弁したとおりですが、特に40人近い学級が複数存在する学校については、空き教室もなく、教室確保のための大規模な改修が必要になることが考えられます。費用の面からも、現時点では難しいと考えます。

ただ、政府も検討を始めた段階であり、県としての方向性も今後具体化していくものと思っております。いずれにしても、急激な学級の定員引下げは、様々な課題が伴うため、今後、計画的かつ段階的に定員引下げが行われていくものと思われま。

私としましては、少人数学級の導入については大いに賛成でございます。少人数学級の実現は、教員の負担軽減やきめ細かな指導の実現につながるものであると考えております。しかし、一方で、教員の増員や教室の増設など財源の確保が大きな課題となります。市長会等を通じて、国や県に対し財政措置の要望を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 教育長の答弁どおり、財源が必要であります。日本はOECD加盟国の中で、国内総生産に占める教育費は、比較可能な38か国の中で下から2番目で極端に少ないわけです。加盟国の平均にもっていただけで十分可能だと思います。また少人

数学級は、コロナウイルスから子どもを守る安心安全で豊かな教育を保障するだけでなく、教職員の過重労働を解消し、若者の教員志望の増加につながっていく、このように考えます。早期実現を目指し、より一層の取組をお願いいたします。

次に、保育所、学童保育、学童クラブの感染防止対策について質問をいたします。まず、保育所や学童クラブに対する新型コロナウイルス感染防止や運営に対する財政支援はどうなっているのか、健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（柴田正樹君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 保育所や放課後児童クラブ施設に対する財政支援として、令和元年度に国の第一次補正予算で、全額を国負担の補助事業として、マスクや消毒用エタノールなどの購入及び感染防止のための備品購入費用を対象とした、1施設当たり上限50万円の財政措置がなされました。また、令和2年度においても、国の第一次補正予算で、同様の内容で上限50万円から令和元年度の補助額を差し引いた額についての補助事業があり、本市においても早急に事業化し、各保育所等に通知しております。

さらに、今年度の国の第二次補正予算では、第一次補正予算の対象経費に加え、職員が勤務時間外に消毒や清掃等を行った場合の超過勤務手当や、休日勤務手当の割増賃金、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当なども対象とする1施設当たり上限50万円の補助事業が新設されました。この第二次補正を受けて、本市においては、各保育所及び各放課後児童クラブのほか、地域子育て支援拠点施設、病児・病後児保育施設に対する事業経費として1,600万円を計上し、これらの事業の実施を予定しております。

次に、保育所等職員の人件費については、保育所等における教育・保育の提供体制を維持するための特例措置が設けられ、新型コロナウイルス感染症による影響を除いた、通常の状態に基づき算定を行うこととされております。このため、常勤・非常勤にかかわらず、全ての職員に通常どおり賃金や賞与等を支払うことになっております。

また、保育所や放課後児童クラブの利用者負担額については、市からの要請等により、保育所等の一部又は全部を休園した場合、若しくは登園自粛を措置した場合は、日割り計算による負担額を適用し、利用者の負担軽減に努めることとしております。この利用者負担軽減分は、放課後児童クラブについては、令和元年度に自粛要請を行った際に、事業者に対し市から補てんを行っております。令和2年度においては国、県、市で負担し、補てんすることになっております。

以上です。

○議長（柴田正樹君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 学童クラブや保育所では、施設整備や保育体制などに限られた条件の中で、感染症対策を取りながら、保育に努力されております。学童クラブや保育所は、社

会が支える事業として学校が臨時休業中も原則開所を求められ、頑張っておられますが、国の補助金対象から外されました。そのため、臨時交付金を活用し自治体独自に支援するところも全国で広がっております。市独自の支援ができなければ、国に慰労金などの支援を求めべきだと思いますが、この点についての部長の答弁をお願いいたします。

感染防止のためのマスクや消毒液などの備品購入を対象に、1施設当たり50万円財政支援があり、職員の消毒や清掃等、時間外手当など支給がなされ、感染防止に努力されておりますが、学童保育では国の基準は40名となっている。これでも多いのに、それを上回っている運営状況は多くあります。保育園でも4歳児・5歳児で30人を1人の保育士が担当するなど、狭い空間の中で3密を避けるためにどんな取組をされているのか、健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（柴田正樹君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 新型コロナウイルス感染症対策として、厚生労働省から密閉・密集・密接のいわゆる3密を防ぐことなど、新しい生活様式が示されました。保育所等においては、子どもが集団で生活する場がございますので、子ども同士の濃厚接触など、3密を回避することが大変困難であります。保育所・放課後児童クラブの実情に応じて、職員が工夫しながら、できる限り3密を回避するよう取り組んでおられます。

その一例を申しますと、換気は1時間おきに2方向から行い、各部屋が密閉空間とならないようにしている。トイレや手洗い場を使用するときや集会は、少人数で行い、密集を減らすようにしている。子どもの座席は、間隔を開け、対面とならないように配置する。お昼寝のときは、隣接する布団を上下逆に配置し、隣の子とも顔が近くならないようにして密接を防ぐ。などが挙げられます。

また、放課後児童クラブにおきましては、保育所と同じく室内の換気や消毒に努めるとともに、通年の利用を原則としているところを、密集・密接を回避する観点から、保護者が希望する場合には年度途中での退所を認めることとし、4月から8月までの退所者は全体で60人、1割弱の利用者減となっております。

○議長（柴田正樹君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 社会を支える事業として、保育所や学童クラブというのは重要な役割を果たしておりますので、先ほど最初に質問いたしましたように、国に対して介護施設の職員同様、慰労金の支給を求めるべきではないかと、この点についても後で答弁お願いいたします。

小中学校でコロナ感染予防と豊かな教育を求める立場から、40人学級から少人数学級への学校運営を求める声が広がっております。全国知事会など地方3団体会長も文科省に少人数のための教員増員を要望し、国の2020年骨太方針の中でも、少人数学級の方針がうた

われております。学童クラブや保育所も経営の基準を少人数に見直しをし、感染防止と安心安全な保育が実現できるように国に求めるべきだと思いますが、この点について健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（柴田正樹君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 保育所及び放課後児童クラブは、保護者の就労などの理由により、家に1人であることができない子どもが利用するための施設でございますので、できる限り保護者の希望に沿うことができるよう、人員配置等の基準に沿って受け入れが可能であれば、定員を超える受け入れをお願いしてまいりました。

一方、今年に入り、新型コロナウイルス感染症が発生、今なお全国各地で広がりを見せていることを鑑みますと、特に定員以上の利用児童がいる施設については、人員の適正化を図り、密集・密接をできる限り回避する必要があると認識しております。そのためには、保育施設の新設や増築、保育士や支援員の増員などが求められますので、第2期宇土市子ども・子育て支援事業計画に掲げる施設整備の前倒しの実施を含めて、適切に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（柴田正樹君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 慰労金問題につきましては、ちょっと答弁がありませんが、その件、国に是非要求していただきたいと思っております。子育て支援事業計画に掲げる施設整備の前倒しの実施を含め、適切に対応するというところでありますので、よろしくお願いたします。

次に、秋から冬にかけて、コロナ感染症とインフルエンザの同時に流行する恐れがあり、この対策について質問いたします。コロナ感染症が全国に流行する中で、日本感染症学会は8月5日に、秋から冬にかけて、コロナ感染症とインフルエンザが同時に流行する恐れがあることから、医療機関に向けて指針を出しました。それを見ますと、原則として新型コロナウイルスの流行が見られる場合は、インフルエンザが強く疑われる場合を除いて、両方の検査を行うこととしている。さらに、インフルエンザについては、ワクチン接種を医療機関関係者、高齢者、ハイリスクの患者、子どもは特に流行しやすいとして、秋の接種を強く進めるとしております。市のこれまでの取組は、6か月以上の中学生までと65歳以上の高齢者に1,500円から2,200円の助成をしておりますが、受診率は31%から44%程度となっております。コロナとインフルエンザが同時流行すれば、医療機関の対応も大変になり、医療崩壊も心配されます。インフルエンザワクチンの接種対象を広げ、接種料金の負担軽減を図り、受診者を大幅に増やす必要があると思っておりますが、市の対応について健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（柴田正樹君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 新型コロナウイルス感染症は、今年1月頃から世界的に猛威を振るい、我が国におきましても先月末時点で、感染者6万7千人以上、死亡者は1,200人を超えております。この感染拡大の影響により、外出自粛などで通常の通院や健診、子どもの予防接種などを先延ばしにする傾向が顕著に表れております。このような状況の中、日本感染症学会は、今年の冬に新型コロナウイルス感染症とインフルエンザが同時流行した場合、多くの患者の発生により、医療体制の崩壊を招く恐れがあるとして、高齢者や医療関係者、持病のある人、乳幼児から小学校低学年の子どもたちにインフルエンザワクチン接種を勧める提言を出しております。また、インフルエンザワクチン接種により、新型コロナウイルスに感染した場合の軽症化が期待できるとされ、より多くの住民がインフルエンザ予防接種を受けることができる体制づくりが必要と認識しております。

このような状況を鑑み、ワクチン供給量にも限りがあると思いますので、これまでの接種対象年齢や料金の本人負担額の見直しを含め、宇土地区医師会とも協議を行っているところです。仮にその協議が整えば、開会日に、市長が提案理由説明の中で申し上げましたとおり、来月からの事業実施に向け、今定例会の最終日に、補正予算関係の議案を追加議案として提出する予定です。

以上です。

○議長（柴田正樹君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 部長の答弁のとおり、市長の提案理由説明の中で、新型コロナウイルス感染症対策として実施するインフルエンザ予防接種事業の助成対象者の拡大及び自己負担の軽減について、補正予算を最終日に追加提案するというございますので、よろしく願いいたします。同時により多くの方々が接種されますように周知徹底をお願いいたします。

次に、高齢者施設などのコロナ感染防止対策について質問をいたします。最近の県内の感染者の内訳を見ますと、特定の飲食店を利用していた人から家庭や職場などに感染者が移行し、高齢者施設にも広がって、重症化した高齢者が亡くなっておられます。感染拡大を抑えるためには、今必要なことはPCR検査を大幅に増やし、無症状の陽性者を見つけ保護し、この陽性者の関係する職場や地域、高齢者施設や医療機関関係者など、集中的に検査できるようにすることです。そのためには、県内の各保健所管内においてPCR検査センターを早くつくり、検査ができるようにすることです。宇城保健所管内でも検査センター設立が予定されていると思いますが、関係医師会や自治体の協力や取組はどうなっているのか、健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（柴田正樹君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 熊本県内における新型コロナウイルス感染症のPCR検査

は、8月末までの累計で1万1,485件が実施されております。これまでの一日当たりの最大実施件数は、8月6日の熊本市実施分132件、熊本県実施分337件の合計469件となっています。

県健康危機管理課においても、新型コロナウイルス感染症の流行の波に備えるため、PCR検査の対応能力の強化に向けた取組を進めており、一日当たりの検査数を約1,400件に増やすことを目標としています。具体的には、地域PCR検査センターの増設、機器購入補助による検査実施医療機関の増加、民間検査機関や大学などの研究機関の協力を得ることなどが想定されています。

感染の疑いのある人等からのPCR検査用の鼻咽頭拭い液などの検体採取は、医師でなければ実施できないため、本市を管轄する県宇城保健所でも宇土地区医師会と検査数の増加について協議を重ねておられるところです。

以上です。

○議長（柴田正樹君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） PCR検査センターを早く設立し、より多くの方が検査できるようにし、無症状の感染者を見つけ、保護しなければ、感染を抑止することはできないと思うわけであります。

今回質問いたしました案件につきましては、政策に反映していただきますようお願いをいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（柴田正樹君） 議事の都合により暫時休憩をいたします。11時から再開しますので、その間、換気のほうをよろしく願いいたします。

-----○-----

午前10時55分休憩

午前11時00分再開

-----○-----

○議長（柴田正樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

3番、今中真之助君。

○3番（今中真之助君） おはようございます。宇土市政研「志」の今中でございます。今議会の一般質問は、私で最後となります。できるだけ流暢に喋りますので最後まで耳を傾けてくれればと思います。今回3点質問します。指定管理施設についてと教育行政について、新型コロナウイルス感染防止策についてでございます。

まず、指定管理施設についてでございます。2月21日に熊本県内で初めて新型コロナウイルス感染者が確認されて以降、自粛ムードが漂い、市内経済や社会生活においても多大な

影響をうかがわせていることは周知のとおりでございます。政府により発令された緊急事態宣言は、4月7日でありましたけれども、その前から軒並み年中行事やイベント等が中止や縮小、時短などの影響を余儀なくされ、現在もなお大小問わず、中止や自粛は続いております。その中で影響を受けている事業の一つに、本市の多くの公共施設で指定管理を受けている事業者があるのではないかと思います。現在の運営状況を担当課は多岐にわたりますので、代表して企画部長にお尋ねします。よろしくお願いいたします。

○議長（柴田正樹君） 企画部長、石本尚志君。

○企画部長（石本尚志君） 御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、指定管理者制度を導入している市内15施設の管理者に対しまして、今年5月にコロナ禍による影響調査を実施しております。

先ほど議員もおっしゃいましたが、令和2年4月7日に国の緊急事態宣言が発令され、5月14日には熊本県においては解除されておりますが、特にコロナ禍による影響で運営が厳しいとの回答をされた施設がございました。一つが宇土市健康福祉館あじさいの湯でございます。もう一つが宇土市民会館、もう一つが運動公園などの社会体育施設の3施設ございました。

緊急事態宣言が発令された4月・5月の対前年同月比の収入減額及び減少率についてお答えしますが、宇土市健康福祉館では約274万円の減でマイナス48%、宇土市民会館は約168万円の減でマイナス22%、社会体育施設は約101万円の減でマイナス10%となっております。

このようなことから、各施設の指定管理者からは、休業補償や新しい生活様式に対応するための支援策について、施設管理担当課に対して要望がっておりますので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、指定管理者向けの支援を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。運営状況が大変厳しいと回答されたのが3施設、3事業者ということでもありますけれども、金額が物語っていますように、2か月でそれほどの減収なんです。施設管理料の規模にもよりますけれども、前年度の3月期や今年度の6月・7月・8月期も入れると、さらに減収は顕著になるのではないかと想像に難くはありません。また、8月3日に本市で初めて感染者が確認されて以降、本日まで7名の感染例があるわけですが、今後増えないと約束されているわけでもありませんし、全国民、全事業所、感染拡大防止に努力を重ねているところでありますが、まだまだ収束には時間がかかるものと思われれます。ということは9月・10月・11月・12月と、減収が長引く可

能性が高いです。

そこでお尋ねします。指定管理事業者との非常時におけるリスク分担の内容、また先ほど答弁があった支援策の内容について、そして今後、継続的な市と指定管理者間で、協議の場が必要と考えますがいかがでしょうか。企画部長お願いします。

○議長（柴田正樹君） 企画部長、石本尚志君。

○企画部長（石本尚志君） 御質問にお答えいたします。

それぞれの指定管理施設の非常時のリスク分担につきましては、施設や設備の修復に関しては、施設ごとの協定書に記載がございますが、利用料金等の収入に関しては記載がございません。今回のコロナ禍を受けて、各施設で見直しを行うこととしております。

指定管理者への支援策につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、次の二つの支援策を実施しています。まず、新型コロナウイルス感染症拡大防止支援金。これは、指定管理施設における感染症拡大を防ぐため、消毒液やマスク等の購入費用として支給するものであり、市内15施設に対して1施設一律10万円の支給となっております。次に、指定管理施設休業要請協力金。これは休業により特に大きな影響を受けている、先ほど答弁いたしました3施設に対して協力金を支給するものであり、該当事業者に対し一律10万円の支給となっております。

施設管理担当課と指定管理者との協議の場につきましては、これまでも随時設けておりますが、今後もコロナ禍による影響は継続していくものと認識しております。指定管理施設の実情を把握し、有効な対策を講ずるためにも、指定管理者との連携をこれまで以上に密にし、適正な管理運営に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。総務省から3月27日付けで担当課には伝達があっていると思います。新型コロナウイルス感染症への対応に係る指定管理者制度の運用の留意点について。新型コロナウイルス感染症への対応について、指定管理者が管理する公の施設においては、施設利用の休止、事業の中止や延期など、感染拡大防止に向けた様々な対応や、施設利用者による施設利用の中止や自粛などが、施設の運営状況に影響を及ぼしていることと承知しております。感染拡大防止に向けた対応等により生じた施設における減収等については、各地方公共団体と指定管理者との間で締結した協定等において、リスク分担の考え方が示されている場合は当該考え方に基づき対応し、地方公共団体と指定管理者の間で協議をすることとされている場合は当該協議に基づき取扱いを定める等、協定等に基づき適切に対応されるべきものです。また、協定等において取扱いが明確でない場合は、地方公共団体と指定管理者との間で別途協議を行い、取扱いを決定することが必要であ

ると考えられます。つきましては、指定管理者制度を導入している地方公共団体におかれましては、以上のことを踏まえ、適切な運用に努められますようお願いいたしますというような内容でございます。

指定管理料については、当然契約どおりの支払いがなされると思いますけれども、利用料金収入の減少については、私個人的には補てんすべきだというふうに考えます。利用料金の半分とか3分の1をです。いずれにしても利用料金収入の減少に加え、光熱費など経費が下がっている部分があると思います。年間をとおしての収支の状況など総合的に判断する必要があります。御検討をよろしくお願いいたします。

また、協議の場についてでございますけれども、今回対象となった事業者は、皆、協議の場はないとおっしゃっておりました。事業者や私が思う協議の場と担当者側が思う協議の場にずれがあるんでしょうけれども、いずれにせよ寄り添ってほしいなと思います。10年、20年前は、市が管理運営していた施設でございます。我が事と思って寄り添う気持ちを持ってほしい。このまま減収が長引けば、従業員の賃金まで見直さないといけないとおっしゃる施設もありました。市が運営していたらどうでしょう。そうなるでしょうか。今回、話を伺った施設の代表者の方には、皆、利用者への思いが溢れていました。安心して利用してほしいと、従業員の不安を払しょくしたいと、長く管理運営する事業者たるゆえんだと思いました。実りある協議の場が継続的に開かれることを祈念して、次の質問に移りたいと思います。

教育行政についてです。全国の小中高生で20万人以上いるとされる不登校児童生徒ですが、その対策の一環で、4年前の平成28年12月に義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、いわゆる教育機会確保法が施行いたしました。つい数年前までは、学校に戻すことがゴールであるような指導がなされていたわけですが、法整備後、民間のフリースクールも認知され、熊本県内においても増加傾向にあります。本市には、民間のフリースクールはいまだ存在しませんが、市外のフリースクールを選択する児童生徒が増えつつあるという認識をしております。そこで、まず本市の考え方を尋ねたいと思います。教育部長お願いいたします。

○議長（柴田正樹君） 教育部長、宮田裕三君。

○教育部長（宮田裕三君） フリースクールについての教育委員会の考えについてお答えします。

フリースクールとは、正規の学校の認可を受けていない民間の施設を言います。中には正規の学校と同じカリキュラムの授業を行う施設もありますが、ほとんどが、主に不登校の児童生徒に対し、学習活動、教育相談、体験活動などを行っております。

全国的にみても、不登校の児童生徒数は高い水準で推移しており、フリースクールに通う

子どもたちも数多く存在しています。本市においても、4人がフリースクールに通学している実態があります。

一方、市内には、教育委員会が設置・運営する、ほっとスペースがあります。当該施設は、心理的又は情緒的な原因により、登校できない児童生徒に対し、相談・指導等を行い、学校復帰を支援し、社会的自立を促すことを目的とするものであり、公的機関として位置づけられるものです。教育委員会が直接運営することで、学校や市の関係機関とより密に連絡・連携し、学校復帰に向けた柔軟な取組としております。

市教育委員会としましては、フリースクールに通う前の段階で、ほっとスペースの利用を検討していただくよう、保護者等への当該施設に関する周知の促進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。近いですし、公的機関ですし、ほっとスペースをまずは勧めると、それはもちろんごもっともでありますけれども、選択肢がやはり、そのあとの一つに限られてくるんですよね。地域の学校に通えなくなったら、児童生徒に残された選択肢はあと一つだけ。私は、政治は選択肢を広げることだと考えていて、この多様化する世の中において、また少子化において、一人一人の子どもたちの価値観には、もっと目を向けるべきだというふうに思っております。文科省が、不登校は誰にでも起こりうるものである。問題行動と判断してはならない。学校へ登校することのみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すとしています。そして、休養や自分を見つめ直す積極的な意味があると申しております。ゆっくり休むことで、子どもは自ら動き出し、いつしか力を付けていくという専門家の考え方もあります。しかしながら、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意する必要もございます。教育機会確保法では、不登校を助長するという反対意見が出て、フリースクールなどでの学びが義務教育とは認められておりません。また、現在自由で多様なフリースクールが学校化するという懸念があることも指摘されております。しかし、本来義務教育の義務というものは、子どもは学校に行かなくてはならないという子どもの義務ではなく、子どもの持つ学習権を大人が保証する義務と言えるのではないのでしょうか。なお、既に平成4年に文部科学省は、校長裁量でフリースクールの出席を学校の出席として認めてよいという通知を出しております。本市では現在のところ、いまだ出席扱いとしないという立場でありますけれども、今後の対応についてお尋ねします。教育部長お願いします。

○議長（柴田正樹君） 教育部長、宮田裕三君。

○教育部長（宮田裕三君） フリースクールの通学を選択した場合の出席の取扱いについてお答えいたします。

現在、不登校児童生徒への支援につきましては、学校等において様々な努力がなされ、児童生徒の社会的自立に向けた指導・支援が行われてきたところですが、不登校児童生徒数は、全国的にも依然として高水準で推移しており、生徒指導上の課題となっております。

そのような課題に対応すべく、令和元年10月25日付け文部科学省通知、不登校児童生徒への支援の在り方についてにより、今後の指針が示されました。この指針では、出席扱い等の要件として、不登校児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受けるとき、当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長は指導要録上の出席扱いとすることができるとして、次に挙げる四つの要件が明記されています。

一つ目として、保護者と学校との十分な連携・協力が保たれていること。二つ目として、学校及び教育支援センター等の公的機関での指導の機会が得られない、あるいは公的機関に通うことが困難であり、本人や保護者の希望もあり民間施設に通うことが適切であると判断される場合は、民間の相談・指導施設も考慮されてよいこと。三つ目として、当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること。四つ目として、学校外の当該学習の評価を適切に行い、指導要録に記載したり、また、評価結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいことが示されています。

市教育委員会としては、以上の四つの要件の判断基準として、1か月に1回は、学校と児童生徒・保護者が顔を合わせることで、施設は、毎月児童生徒の出席状況、学習や生活の様子を各学校に伝えること、施設には、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な設備等を有していることなど、出席扱いにすべきかを協議の上、最終的には学校長が指導要録上の出席扱いを決定することとしております。

今後、各小中学校において、これらの要件を踏まえて出席扱いの判断を行うとともに、家庭や関係機関との連携のもと、個々の児童生徒に応じたきめ細かな指導や社会的自立への支援を行うことができるよう、教育委員会として指導・助言の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。今回、8月からフリースクールに通うことになった子どもがいて、そこから相談を受けて、現地を視察されて。そして現在は、児童生徒が通うこのフリースクールは、出席として認めると通知があったそうです。2日前に保護者の方から聞きました。閉鎖的なイメージのあるこの宇土市教育委員会において、ス

ピードといい、いい決断だったと思います。大変うれしかったです。しかし、ある校長は認めたが別の校長は認めなかったということはあってはならないとも思います。今後、校長が認めれば教育委員会としても認めていくという判断をしてほしいと思います。

さて、今回相談を受けた方の子どもは決して不登校ではございませんでした。教師に対する不信が始まりだったようです。別の児童に聞けば、面白く好きな先生だと言っていたので、決して教師自体に問題があるわけではないのですが、小規模校は1クラスしかありません。相談する先生も限られています。小規模校自体の存在は、少子化、過疎化の現状において致し方ないのですが、子どもたちの学ぶ場を地域の学校に限ることなく、子どもたちが学べる多様な場を拡充していくべきだというふうに思い直しました。不登校支援はまだまだ不足しています。教育機会確保法では、出席扱いとした学校には通学支援も努力することと明記してあります。今後、検討をお願いして次の質問に移りたいと思います。

教育機関と福祉施設での新型コロナウイルス感染症拡大予防策についてです。1月17日に、日本で初めて新型コロナウイルス感染者が確認されて以降、様々な予防策が取られておりますが、徐々にこのウイルスの付き合い方が分かってきて、必要以上に怖がらず、正しい理解をもって対策を取ることが求められています。また、これまで一斉休校や登園・面会自粛など、本市教育施設、福祉施設で対策を取ってきておりますが、今後の感染拡大防止策、マニュアル、そして今後再び休校や休園する場合の条件についてお尋ねいたします。まず、教育施設についてお尋ねいたします。教育部長お願いします。

○議長（柴田正樹君） 教育部長、宮田裕三君。

○教育部長（宮田裕三君） 国の第二次補正予算として、文部科学省では、学校保健特別対策事業費補助金の一つとして、学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業補助金が創設されました。

市では、この補助金を活用し、各学校が新型コロナウイルス感染症対策の備品や消耗品を早急に購入するため、先月13日に補正予算の専決処分を行いました。

現在、各学校では、非接触型体温計、パーティション、サーキュレーター、扇風機、消毒液、ビニール手袋やマスクなどを順次購入しているところです。

次に、新型コロナウイルス感染症の衛生管理に関する学校運営マニュアルについてお答えいたします。

現在、市内小中学校では、8月6日に文部科学省が示した、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、同月18日に熊本県が示した、市町村立学校における新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインの基準に沿って、学校ごとに運営を行っております。

具体的には、感染症対策のための取組として、自宅や学校における検温や手洗いなどの健

健康管理、学校における清潔な空間を保つための清掃、児童生徒及び教職員のマスクの着用、常時2方向の窓を同時に開けて換気の徹底などを行うこととしております。

また、密閉、密集、密接のいわゆる三つの密が重ならないような学校生活、行事や授業への取組についても可能な範囲で実施し、感染症対策の強化に努めております。

次に、今後、再び臨時休業にする際の条件についてお答えいたします。

熊本県から、8月18日付けで、新型コロナウイルス感染症に関する県立学校の出席停止及び臨時休業等の基準が出されました。この基準では、感染した児童生徒等や教職員の学校における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否などを確認し、総合的に判断して、臨時休業の範囲や期間を決めていくこととなります。

具体的には、学校内において、児童生徒等又は教職員の感染が1人以上判明した場合は、濃厚接触者が保健所により特定され、感染者の学校内での活動の状況や学校の感染拡大の状況を踏まえ、当該校の全部又は一部の臨時休業を実施することとなります。その際、学校外で感染したことが明らかで、学校内で他の児童生徒等に感染が広がっている恐れが低い場合は、学年単位や学級単位等、臨時休業の措置範囲を縮小することもあります。

このように、教育委員会としましては、国や県の臨時休業の要請がない限りは、県の基準に準じて臨時休業の措置をとってまいります。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、福祉施設について健康福祉部長お願いします。

○議長（柴田正樹君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 福祉施設における新型コロナウイルス感染症拡大予防策についてお答えします。

まず、国の第二次補正予算による保育所や学童クラブ等の子育てに係る支援につきましては、先ほど福田議員の御質問に答弁しましたとおり、各施設に対して50万円を上限とした消毒液やマスク等の購入費用や施設内の消毒等に係る人件費に対する補助がございます。

介護施設に対しては、県が直接施設に対して行う補助事業として、感染症対策のための物品購入費用や、感染防止のため発生する追加的人件費などのいわゆるかかり増し費用についての助成、利用者と接する職員等に対する慰労金支給などが実施されております。

次に、感染予防マニュアルについてお答えします。

保育所に対しては、厚生労働省からの通知等を発出し、職員及び児童の体調管理、手洗いや物品などのアルコール消毒の実施などの感染予防に努めるよう周知しています。また、保育所における感染症対策ガイドラインの活用や、市において作成した、新型コロナウイルス

感染予防対策確認リストを用いて感染予防について再確認していただくよう周知したところでございます。

介護施設における感染対策マニュアルにつきましても、国から逐次事務連絡が発出されており、その都度、速やかに市内の介護施設へ情報提供を行っております。

まず、介護施設における感染症対策としましては、ウイルスを外部から持ち込まないようにすることが重要です。その実践状況については、国が示した自己点検チェックシートにより、定期的に介護施設から市を経由して国・県へ報告することになっており、いずれの施設においても、施設内の換気や消毒、職員や入所者の検温など体調管理、外部からの面会制限など、徹底した対策が講じられております。

次に保育所を休園、介護施設を休所にする場合の条件についてお答えします。

保育所に関しましては、厚生労働省からの通知に基づき、休園の判断を行うこととしております。

まず、職員や児童が発熱や咳などの症状がある状態で登園し、その後、陽性であることが明らかになった場合には、保育所の一部又は全部の臨時休園を判断します。また、登園時に無症状であった職員や児童の感染が、後に判明した場合は、個別の案件ごとに休園の必要性を判断します。

加えて、流行早期の段階においては、地域全体での感染拡大を抑えることを目的に、公衆衛生対策として、感染者がいない保育所等においても臨時休園を判断する必要があると考えております。

介護施設内で感染者が発生した場合には、国が示す留意事項に基づき、保健所の指示に従うこととなりますが、入所者が要介護状態で、そこに居住しているという施設の性質上、休所という形ではなく、入院治療に至るまでは、個室への移動や施設内でのゾーン分けなどの隔離措置がとられることとなります。職員が感染した場合や濃厚接触者になった場合には、その職員は出勤停止とし自宅待機により感染拡大を防ぎます。

いずれの場合も、県及び保健所等からの指導に基づき判断する必要があるため、関係機関と連携を図りながら迅速に対応してまいります。

以上です。

○議長（柴田正樹君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。これまで本市の教育施設、福祉施設でも感染者が出ていないということは、その対策に一定の評価ができるのではないかと思います。教育機関、福祉施設は密になりやすい場所でございます。今後も緩むことがないよう関係機関の対策には注視してほしいと思います。

以上が質問になりますが、熊本豪雨災害の一日も早い復旧復興とコロナウイルスの収束、

そして宇土市経済復興を祈念して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（柴田正樹君） 以上で、質疑並びに一般質問は全部終了いたしました。質疑並びに一般質問を終結いたします。

-----○-----

日程第2 常任委員会に付託（議案第81号から議案第97号）

○議長（柴田正樹君） 日程第2，議案の委員会付託を行います。

まず先に、委員会付託の省略についてお諮りいたします。議案第98号，宇土市教育委員会の委員の任命についての人事案件については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田正樹君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第98号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、ただいま委員会付託を省略いたしました議案を除く市長提出議案第81号から議案第97号までの17件につきまして、本日配布の令和2年9月市議会定例会議案常任委員会付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、議案第73号から議案第80号までの8件は、令和元年度宇土市一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算の認定であります。後日、決算審査特別委員会を設置の上、これを付託するとともに、閉会中の継続審査といたします。

-----○-----

日程第3 常任委員会に付託（請願・陳情）

○議長（柴田正樹君） 日程第3，請願・陳情については、配布の請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託をいたしましたので御報告いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、台風の接近に伴い、日程が変更となりました地域高規格道路促進等対策特別委員会は、本日の本会議終了後の開会となっております。また、常任委員会は、11日経済建設常任委員会、14日文教厚生常任委員会、15日総務市民常任委員会となっておりますので、よろしく願いいたします。

次の本会議は、23日水曜日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。どうもありがとうございました。

-----○-----

午前11時32分散会

令和2年9月市議会定例会常任委員会別付託議案一覧表

総務市民常任委員会

議案第85号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第15号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について

議案第86号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第16号 令和2年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第87号 宇土市人権擁護に関する条例の一部を改正する条例について

議案第92号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第9号）について

議案第93号 令和2年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第95号 令和2年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

経済建設常任委員会

議案第81号 令和元年度宇土市水道事業会計決算の認定について

議案第82号 令和元年度宇土市公共下水道事業会計決算の認定について

議案第83号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第13号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第6号）について

議案第84号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第14号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第7号）について

議案第85号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第15号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について

議案第92号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第9号）について

議案第96号 令和2年度宇土市水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第97号 令和2年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について

文教厚生常任委員会

議案第83号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第13号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第6号）について

議案第84号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第14号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第7号）について

議案第85号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第15号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について

議案第88号 宇土市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介

護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 89 号 宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 90 号 宇土市公民館条例の一部を改正する条例について

議案第 91 号 裁判上の和解について

議案第 92 号 令和 2 年度宇土市一般会計補正予算（第 9 号）について

議案第 94 号 令和 2 年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

令和2年9月宇土市議会定例会請願・陳情文書表

陳情

受理 番号	受 理 年月日	陳 情 の 件 名	陳情者の住所・氏名	付 託 委員会
令和 2年 1	R2.8.19	人生百年時代におけるシルバー人材センターの決意と支援の要望	公益社団法人宇土市シルバー人材センター 理事長 谷崎淳一	文教厚生

第 5 号

9 月 2 3 日 (水)

令和2年9月宇土市議会定例会会議録 第5号

9月23日（水）午前10時00分開議

1. 議事日程

- 日程第1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告
(質疑・討論)
- 日程第2 各常任委員長報告
1. 総務市民常任委員長報告
 2. 経済建設常任委員長報告
 3. 文教厚生常任委員長報告
- (質疑・討論・採決)
- 日程第3 請願・陳情について
(質疑・討論・採決)
- 日程第4 議案第98号 宇土市教育委員会の委員の任命について
(討論・採決)
- 日程第5 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
(採決)
- 日程第6 決算審査特別委員会の設置及び付託について
(議案第73号から議案第80号)

2. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告
(質疑・討論)
- 日程第 2 各常任委員長報告
1. 総務市民常任委員長報告
 2. 経済建設常任委員長報告
 3. 文教厚生常任委員長報告
- (質疑・討論・採決)
- 日程第 3 請願・陳情について
(質疑・討論・採決)
- 日程第 4 議案第98号 宇土市教育委員会の委員の任命について
(討論・採決)

日程第 5 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
(採決)

日程第 6 決算審査特別委員会の設置及び付託について
(議案第 73 号から議案第 80 号)

(追加日程)

日程第 7 議員派遣の件について

日程第 8 議案第 99 号 財産の取得について

日程第 9 議案第 100 号 令和 2 年度宇土市一般会計補正予算 (第 10 号) について

日程第 10 発議第 3 号 インターネット上での人権保護を求める意見書

日程第 11 発議第 4 号 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書

3. 出席議員 (18 人)

1 番 佐美三 洋 君	2 番 小 崎 憲 一 君
3 番 今 中 真之助 君	4 番 西 田 和 徳 君
5 番 園 田 茂 君	6 番 宮 原 雄 一 君
7 番 嶋 本 圭 人 君	8 番 柴 田 正 樹 君
9 番 平 江 光 輝 君	10 番 檜 崎 政 治 君
11 番 野 口 修 一 君	12 番 中 口 俊 宏 君
13 番 藤 井 慶 峰 君	14 番 芥 川 幸 子 さん
15 番 山 村 保 夫 君	16 番 杉 本 信 一 君
17 番 村 田 宣 雄 君	18 番 福 田 慧 一 君

4. 欠席議員 (なし)

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市 長 元 松 茂 樹 君	副 市 長 谷 崎 淳 一 君
教 育 長 太 田 耕 幸 君	総 務 部 長 杉 本 裕 治 君
企 画 部 長 石 本 尚 志 君	市 民 環 境 部 長 小 山 郁 郎 君
健 康 福 祉 部 長 岡 田 郁 子 さん	経 済 部 長 山 口 裕 一 君
建 設 部 長 草 野 一 人 君	教 育 部 長 宮 田 裕 三 君
会 計 管 理 者 野 田 恵 美 さん	総 務 課 長 光 井 正 吾 君
危 機 管 理 課 長 東 顕 君	財 政 課 長 上 木 淳 司 君
企 画 課 長 宮 崎 英 児 君	ま ち づ くり 推 進 課 長 加 藤 敬 一 郎 君

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	野口泰正君	次長兼議事係長兼庶務係長	牧本誠君
議事係参事	永守未和さん	庶務係参事	松本浩典君

午前10時37分開議

-----○-----

○議長（柴田正樹君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告（質疑・討論）

○議長（柴田正樹君） 日程第1，地域高規格道路促進等対策特別委員会の審査の経過についてを議題といたします。

特別委員長の中間報告を求めます。

地域高規格道路促進等対策特別委員長，今中真之助君。

○地域高規格道路促進等対策特別委員長（今中真之助君） おはようございます。

ただいまから，地域高規格道路促進等対策特別委員会のこれまでの経過並びに審査内容について，中間報告をいたします。

去る9月10日，執行部出席のもと本委員会を開催し，現在までの取組状況について，執行部から説明がありましたので，御報告申し上げます。

まず，熊本・宇土道路，宇土道路における予算配分，用地進捗率，事業進捗率につきましては，前回の報告から変更はあっておりません。宇土道路につきましては，契約締結がなされた業務，また，入札に伴う公告が行われた業務等がございますので，御報告させていただきます。

まず，調査設計では，令和2年度八代管内道路改築事業監理業務，令和2年度宇土道路外測量設計業務の2件で契約締結がなされ実施されております。これらの業務は，熊本・宇土道路，宇土道路等，八代事務所が管轄する道路の改築工事の監理業務，宇土道路等における道路改築の設計，協議資料の作成，現地測量に基づく工事の基礎資料作成業務となっております。また，新たに，令和2年度宇土道路外地質調査業務，令和2年度宇土道路長浜橋詳細設計業務の2件で入札に伴う公告が行われております。これらの業務は，宇土道路における地質調査業務，新たに網津・長浜トンネル出口に橋梁をつくるための設計業務となっております。

工事では，熊本57号城塚地区改良7期工事の契約締結がなされ，実施されております。

用地補償関係では，令和2年度国道57号宇土道路用地関係図書作成業務，令和2年度国道57号宇土道路網津地区外用地調査業務の2件で契約締結がなされ，実施されております。これらの業務は，用地取得のために必要な事業認定申請書等の作成，用地の測量や調査，物件調査，事業損失事前調査となっております。

次に，熊本天草幹線道路の宇土ー三角間のルートにつきましては，ルートの詳細な検討を行う令和2年度熊本天草幹線道路検討業務の契約締結がなされ，実施されております。その

他、パネル展示やリーフレット等の資料配布を通じて、計画検討過程の情報を分かりやすく公開するオープンハウスでのアンケート調査や、市内在住の方を対象に郵送によるアンケート調査が行われております。

また、工事中道路として使用される新村踏切の拡幅工事につきましては、8月24日から国道の嵩上げ工事が行われており、10月初めから踏切拡幅の工事が実施される計画となっております。宇土道路の工事期間中は、踏切の幅が現在の3メートルから10.4メートルまで拡幅され、宇土道路の工事完了後は、完成形で5メートルの車道に2メートルの歩道が付く7メートルに整備される予定です。

最後に、11月に予定している国土交通省及び県選出国會議員に対する要望活動につきましては、新型コロナウイルスへの感染リスクを抑えるため、国土交通省への入館人数が5名程度に制限されていることから、参加人数を抑制し実施する予定との説明がありました。

以上の報告を踏まえ、委員会で論議されました主な内容を御報告いたします。

まず、委員から「熊本西環状道路の高架事業の影響で、一部の家屋が傾いているという報道があっている。宇土道路でも高架など熊本市と同じような工事が行われると思うが、このようなことが起きないように、事前調査をしっかりと行ってもらいたい。」との要望があり、執行部から「事前調査をしっかりと行ってもらうよう国土交通省に要望していきたい。」との答弁がありました。また、他の委員から「現在、工事が進められているが、地下水調査は行われているのか。」との質疑があり、執行部から「家屋の井戸の水質や水量など、近隣の調査は全て行っている。」との答弁がありました。それに対して、委員から「地下水が影響して地面が陥没したりすることがある。特に網田地区は、地下水を利用している家庭が多いため、綿密に調査をし、地下水に影響が少ないルートを検討してもらうよう国土交通省に伝えてほしい。」との要望があり、執行部から「水脈を壊さないようなルートの検討を国土交通省に要望していきたい。」との答弁がありました。

最後になりますが、当委員会としましては、今後も執行部と共に、熊本・天草幹線道路の一日も早い全線開通を目指して、取り組んでまいりたいと思います。

以上で、地域高規格道路促進等対策特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（柴田正樹君） 地域高規格道路促進等対策特別委員長の中間報告は終わりました。

これより、ただいまの特別委員長の中間報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田正樹君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田正樹君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

以上で、地域高規格道路促進等対策特別委員長の中間報告を終了いたします。

-----○-----

日程第2 各常任委員長報告

○議長（柴田正樹君） 日程第2，去る9月10日の本会議において，各常任委員会に付託しておりました，市長提出議案第81号から議案第97号までの17件，並びに請願・陳情につき，審査の経過と結果について，それぞれ報告がっておりますのでこれを一括して議題といたします。

順次，各常任委員長の報告を求めます。

総務市民常任委員長，平江光輝君。

○総務市民常任委員長（平江光輝君） おはようございます。

ただいまから，総務市民常任委員会に付託を受けました議案につきまして，去る9月15日，本委員会を開催し審査を行いましたので，その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は，条例関係1議案，予算関係3議案，専決処分の報告及び承認2議案であります。

まず，議案第85号，専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第15号，令和2年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について。当委員会所管のものを申し上げます。

まず，総務費では，新型コロナウイルス感染症対策事業（企画課分）として571万3千円，光ブロードバンド基盤整備事業（新型コロナウイルス対策分）として1億3,950万円を増額するものであります。

次に，衛生費では，新型コロナウイルス感染症対策事業（家庭用給排水施設等整備事業補助金）として300万円，新型コロナウイルス感染症対策事業（生ごみ処理機購入補助金）として1,500万円を増額するものであります。

次に，消防費では，新型コロナウイルス感染症対策事業（危機管理課分）として1,090万2千円を増額するものであります。

そのほか，必要な財源措置としまして，地方債の補正を行っております。

次に，議案第86号，専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第16号，令和2年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。補正額は130万3千円を増額するもので，補正後の総額は43億9,054万2千円であります。これは，新型コロナウイルス感染症の影響により，収入が減少した世帯に対する国保税の減免に伴う還付金の増額補正となっております。

次に，議案第87号，宇土市人権擁護に関する条例の一部を改正する条例について。これ

は、部落差別の解消の推進に関する法律等の施行に伴い、本市の人権施策をより一層推進する必要があるため、条例を改正するものであります。

次に、議案第92号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第9号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず、総務費では、ふるさと宇土応援基金経費として1億6,163万円、網田コミュニティセンター建設事業として8,734万4千円を増額するものであります。

次に、民生費では、国保会計繰出金経費として208万円を増額するものであります。

次に、消防費では、消防団経費として146万6千円を増額、常備消防費として145万2千円、熊本県消防ポンプ操法大会経費として131万4千円を減額するものであります。

また、網田コミュニティセンター建設事業については、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定を行っております。

そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

その他、議案第93号、議案第95号につきましては、人事異動に伴う人件費の補正を行うものです。

以上が、総務市民常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の経過において論議されました主なものを御報告申し上げます。

まず、議案第92号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第9号）について。まず、家屋全棟調査について、委員から「宇土市全体の家屋数はどれくらいか。」との質疑があり、執行部から「令和2年度当初課税分での家屋数は約1万9,500棟である。」との答弁がありました。それに対して、委員から「実際、調査が終わった地区に未評価家屋は何棟程度あったのか。」との質疑があり、執行部から「未評価家屋は、調査が終了している宇土地区、花園地区、轟地区、走瀉地区、緑川地区、網津地区の合計で約2,710棟、網田地区は現在調査中である。」との答弁がありました。それに対して、委員から「自主財源の確保にもつながるため、適正に調査を行っていただくようお願いする。」との意見がありました。

次に、豪雨災害に伴う職員派遣について、委員から「令和2年7月豪雨の被災地へ職員を派遣していると聞いているが、派遣した人数や業務内容について詳しく聞きたい。」との質疑があり、執行部から「豪雨災害が起きた日の7月4日から、物資支援と人的支援の班を編成し職員派遣を行っている。現在までの派遣人数は、実人数で90人、活動日数を掛けた延べ人数で267人である。業務内容としては、主に災害ごみの処理、避難所対応、り災証明業務、相談窓口業務に従事しており、そのほかにも保健師の派遣や文化財保護業務に従事するための文化課職員の派遣も行っている。」との答弁がありました。

次に、ふるさと宇土応援寄附金について、委員から「寄附金額は前年の8月末に比べてどの程度増えているのか。」との質疑があり、執行部から「前年の8月末と比べて約3.5倍

の1億2,000万円が集まっている。また、9月15日時点の寄附額が2億円を超えており、昨年度1年間の寄附額を半年間で超えた状況となっている。」との答弁がありました。それに対して、委員から「寄附金の額が大幅に増えているが、何か新しい取組を行ったのか。」との質疑があり、執行部から「返礼品として新たに追加した肉関連の商品がふるさと納税サイトでランキング1位になるなど好評を得ており、寄附金の増額につながっている。」との答弁がありました。

次に、報告第8号、令和元年度宇土市財政の健全化判断比率について。委員から「新型コロナウイルスの流行が日本経済に大きな影響を及ぼしているが、宇土市の財政においても税収が減るなど厳しい状況が予想される。今後の財政運営についてどのように考えているのか。」との質疑があり、執行部から「今年度の法人市民税を除く市税については、何とか予算額を確保できると見込んでいるが、法人市民税については減少することが予想されるため、最終的に、財政調整基金から繰入れを行わなければならない状況だと考えている。また、来年度においても、厳しい経済状況が続くと予想されるため、財政調整基金を繰り入れて運営していく必要があると考えている。」との答弁がありました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、全会一致で全て原案のとおり承認及び可決いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、議席に配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、総務市民常任委員会の報告を終わります。

○議長（柴田正樹君） 総務市民常任委員長長の報告は終わりました。

次に、経済建設常任委員長長の報告を求めます。

経済建設常任委員長、宮原雄一君。

○経済建設常任委員長（宮原雄一君） おはようございます。

ただいまから、経済建設常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る9月11日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係3議案、決算認定2議案、専決処分報告及び承認3議案であります。

まず、議案第81号、令和元年度宇土市水道事業会計決算の認定について。令和元年度水道事業決算は、総収益4億9,979万円、総費用4億773万円であり、実質収支額で9,206万円となっております。

次に、議案第82号、令和元年度宇土市公共下水道事業会計決算の認定について。令和元年度公共下水道事業決算は、総収益9億8,156万円、総費用8億7,896万円であり、

実質収支額で1億260万円となっております。

次に、議案第83号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第13号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第6号）について。当委員会所管のものを申し上げます。

商工費では、新型コロナウイルス対策のための小規模企業者事業継続給付金事業として、6,300万円増額補正であります。

次に、議案第84号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第14号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第7号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず、災害復旧費では、令和2年7月豪雨災害対策経費として、農業用施設単独災害復旧費1,350万円、道路単独災害復旧費400万円、道路補助災害復旧費1,200万円増額補正であります。

そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第85号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第15号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

農林水産業費では、新型コロナウイルス感染症対策事業として、農業振興費2,500万円、林業振興費30万円、水産業振興費350万円増額補正であります。

次に、議案第92号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第9号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず、農林水産業費では、林地崩壊防止事業として1,146万5千円、農村集落整備単独事業として292万9千円、有害鳥獣対策経費として277万8千円増額補正であります。

次に、土木費では、防災広場整備事業として3,840万3千円、道路維持一般経費として1,000万円、公営住宅維持管理経費として998万4千円、河川監視システム経費として711万5千円増額補正であります。

次に、議案第96号、宇土市水道事業会計補正予算（第1号）について。補正額は収益的支出では4万9千円を減額するもので、補正後の総額は6億6,339万3千円であります。資本的支出では202万4千円を増額するもので、補正後の総額は2億4,707万円であります。

これは、人事異動に伴う人件費の減額及び配水管移設工事設計委託料等の増額補正となっております。

次に、議案第97号、令和2年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について。補正額は収益的支出を204万円減額するもので、補正後の総額は9億9,255万円であります。

これは、人事異動に伴う人件費の減額補正となっております。

以上が、経済建設常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の経過において論議されました主なものを御報告申し上げます。

まず、議案第85号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第15号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について。委員から「宇土市経営継続補助金と宇土市農林漁業支援給付金について、国の経営継続補助金の交付申請を行い、不採択になった方全員に補助金を交付するのか。また、対象者への周知はどのように行うのか。」との質疑があり、執行部より「国の経営継続補助金が不採択だった方で、条件に該当する全ての方に市の補助金を交付することを想定している。なお、宇土市経営継続補助金については、省力化機械等を令和2年3月1日から5月13日の国の補助対象期間外に購入された方にも交付する予定である。周知については、10月号のJAの広報紙などにチラシを折り込む予定。」との答弁がありました。

次に、議案第92号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第9号）について。委員から「河川監視カメラを新たに4か所設置予定とのことだが、今後さらに増設する予定があるか。また、県の防災システムのように市内全ての河川監視カメラを1画面で同時に見るようなシステムの導入予定はあるのか。」との質疑があり、執行部より「今回の設置で、市内の主な河川の監視体制が整い、住民にも市ホームページからリアルタイムに発信できるようになる。今のところ更なる増設の予定はない。また、市内全ての監視カメラを同時に監視できるシステムの導入については、危機管理の観点から、今後検討していきたい。」との答弁がありました。

次に、地籍調査誤り修正の進捗について、執行部から説明がありましたので報告します。

「令和2年度においては、平成23年度調査区域の14字及び平成24年度調査区域の7字の計21字の再調査を実施しており、6月の地権者説明会后、7月から現地立会を開始している。今後は、10月末までに現地立会を終了し、測量を行う予定。また、昨年度、再調査を行った区域の調査結果の閲覧を8月6日から8月25日まで、地区公民館等で実施した。今後は、閲覧結果を踏まえて調製を行い、国県へ認証請求を行う予定。」との報告がありました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、全会一致で、原案のとおり認定、承認及び可決いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、議席に配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（柴田正樹君） 経済建設常任委員長の報告は終わりました。

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長，西田和徳君。

○文教厚生常任委員長（西田和徳君） おはようございます。

ただいまから、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る9月14日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例関係3議案、予算関係2議案、専決処分の報告及び承認3議案、その他1議案の合計9議案と陳情1件であります。

まず、議案第83号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第13号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第6号）について。当委員会所管の主なものについて申し上げます。

民生費では、新型コロナウイルス対策くらし応援商品券事業として1億9,850万7千円、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業として5,340万6千円を増額するものであります。

衛生費では、新型コロナウイルス感染症予防のための役務費として69万1千円を増額するものであります。

教育費では、学生支援緊急給付金事業（新型コロナウイルス対策分）として610万円を増額するものであります。

次に、議案第84号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第14号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第7号）について。当委員会所管のものについて申し上げます。

災害復旧費で、令和2年7月豪雨災害対策経費として635万円を増額するものであります。

また、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第85号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第15号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について。当委員会所管の主なものについて申し上げます。

民生費では、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業として2,280万円、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（保育所分）として800万円を増額するものであります。

衛生費では、新型コロナウイルス感染症対策事業（健康づくり課分）として361万4千円を増額するものであります。

教育費では、幼稚園、小中学校における新型コロナウイルス感染症対策事業として2,004万4千円を増額するものであります。

次に、議案第90号、宇土市公民館条例の一部を改正する条例について。これは、平成28年熊本地震で被災した宇土市中央公民館の再建に伴い、これまで併設していた宇土公民館等の位置を明確化するため、条例を改正するものであります。

次に、議案第91号、裁判上の和解について。これは、裁判上の和解をするため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第92号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第9号）について。当委員会所管の主なものについて申し上げます。

民生費では、障害者福祉サービス事業として196万1千円、生活困窮者自立支援事業として158万4千円を増額するものであります。

衛生費では、母子手帳アプリ情報配信事業として33万円を増額するものであります。

教育費では、大太鼓収蔵館空調等整備事業として935万2千円、天神山古墳保存修理事業として135万9千円を増額するものであります。

また、健康福祉館施設改修事業など3事業については、年度内の事業完了が困難であることから繰越明許費の設定を行っております。

そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第94号、令和2年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。補正額は3,899万2千円を増額するもので、補正後の総額は38億2,516万4千円であります。これは、人事異動に伴う人件費等の減額及び国県支出金過年度返還金等の増額補正であります。

その他、議案第88号、議案第89号につきましては、関連法令等の改正に伴い、条例を改正するものであります。

以上が、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の過程において論議されました主なものを御報告します。

まず、議案第85号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第15号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について。委員から、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の内容について質疑があり、執行部から「マスクや消毒液など感染防止に関する消耗品や備品の購入、消毒作業などに係る人件費等について、1施設当たり50万円を上限に支援を行うものである。」との答弁がありました。これに対して、委員から「認可外保育所も対象となるのか。」との質疑があり、執行部から「対象となる。小規模保育所2施設を含む認可保育所15施設と認可外保育所1施設の合計16施設分の予算を計上している。」との答弁がありました。

次に、小学校における新型コロナウイルス感染症対策事業について、委員から「合理的配慮協力員として2人分の人件費が計上されているが、どのような業務を行うのか。」との質

疑があり、執行部から「特別支援教育において、教育上の配慮が必要な子どもに対して、その子に必要な支援のコーディネートを行うもので、宇土小学校と花園小学校に配置をしている。」との答弁がありました。

次に、議案第92号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第9号）について。まず、地域コミュニティ施設等復旧支援事業補助金について、委員から「戸口神社の屋根の補修を行うということだが、神社が文化財等に指定されているのか。」との質疑があり、執行部から「文化財に指定はされていないが、地区の集会所として使用されており、コミュニティ施設に該当する。この補助金については、熊本地震の影響があった場合に限り対象とするもので、経年劣化によるものは対象外となる。」との答弁がありました。

次に、委員から、母子手帳アプリ情報配信サービスの内容について質疑があり、執行部から「スマートフォン等で利用できるアプリで、妊婦の健康状態の記録や子どもの成長のグラフ化などが可能である。また、市から各種制度や手続きなど様々な情報を配信する予定である。」との答弁がありました。これに対して、委員から「今後、毎月5万5千円の利用料が掛かってくるが、費用対効果についてどのように考えているか。」との質疑があり、執行部から「事業を実施してみないと費用対効果の検証は難しい。市としては、まず登録者を増やすため周知に努めたい。」との答弁がありました。これに対して、委員から「事業開始後には費用対効果の検証をしてもらいたい。」との要望がありました。

以上が、論議されました主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、全会一致で全て原案のとおり承認及び可決いたしました。

次に、請願・陳情につきまして御報告申し上げます。

令和2年陳情第1号「人生百年時代におけるシルバー人材センターの決意と支援の要望」については、全会一致で採択いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、議席に配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（柴田正樹君） 文教厚生常任委員長の報告は終わりました。

以上で、各常任委員長の報告は全部終了いたしました。

これから、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田正樹君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田正樹君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。議案第81号から議案第97号までの17件について一括して採決したいと思います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり認定、承認及び可決であります。各委員長報告のとおり認定、承認及び可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田正樹君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第81号から議案第97号までの17件については、原案のとおり認定、承認及び可決されました。

-----○-----

日程第3 請願・陳情について

○議長（柴田正樹君） 日程第3，請願・陳情についてを議題といたします。

まず、文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田正樹君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田正樹君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。令和2年陳情第1号については、文教厚生常任委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（柴田正樹君） 全員賛成です。

よって、令和2年陳情第1号は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

-----○-----

日程第4 議案第98号 宇土市教育委員会の委員の任命について

○議長（柴田正樹君） 日程第4，議案第98号，宇土市教育委員会の委員の任命についてを議題といたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田正樹君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。議案第98号について、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長(柴田正樹君) 全員賛成です。

よって、議案第98号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

-----○-----

日程第5 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長(柴田正樹君) 日程第5、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から、現在、委員会において審査中の事件並びに所管事務調査について会議規則第72条の規定により、議席に配布しております閉会中の継続審査並びに調査の申出がっております。

お諮りいたします。

各常任委員長、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田正樹君) 御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第6 決算審査特別委員会の設置及び付託について

○議長(柴田正樹君) 日程第6、決算審査特別委員会の設置及び付託についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議案第73号から議案第80号までの8件、令和元年度宇土市一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算の認定については、委員会条例第6条の規定により、8名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託するとともに閉会中の継続審査といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田正樹君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第73号から議案第80号までの8件については、8名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託するとともに、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいま設置されました、決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、1番、佐美三洋君、3番、今中真之助君、5番、園田茂君、7番、嶋本圭人君、9番、平江光輝君、11番、野口修一君、13番、藤井慶峰君、17番、村田宣雄君、以上8名を指名いたします。

ただいま選任されました委員の諸君は、御会合の上、正副委員長を互選して、議長へ御報告願います。

この際、暫時休憩いたします。

-----○-----

午前11時21分休憩

午前11時25分再開

-----○-----

○議長（柴田正樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果、委員長に1番、佐美三洋君、副委員長に3番、今中真之助君が選出されましたので、御報告いたします。

次に、日程についてお諮りいたします。

本日、議員派遣の件、また、市長より議案第99号から議案第100号までの2件、並びに議員提出として発議第3号から発議第4号までの2件、以上5件が新たに追加上程をされております。

この際、本日の日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田正樹君） 御異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第7 議員派遣の件について

○議長（柴田正樹君） 日程第7、議員派遣の件についてを議題といたします。

議席に配布しておりますとおり、次の議会までの間に議員派遣を要する件が1件あります。

なお、緊急を要する派遣及び期日、場所等に変更が生じた場合には議長において決定し、次回に報告することにいたします。

これより、議員派遣の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田正樹君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田正樹君) どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田正樹君) 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第8 議案第99号 財産の取得について

日程第9 議案第100号 令和2年度宇土市一般会計補正予算(第10号)について

○議長(柴田正樹君) 日程第8, 議案第99号から日程第9, 議案第100号までの2件を一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長, 元松茂樹君。

○市長(元松茂樹君) 追加提出しております案件について御説明を申し上げます。

議案第99号, 財産の取得について。これは, 予定価格2,000万円以上の財産を取得するため, 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により, 議会の議決を求めるものであります。

議案第100号, 令和2年度宇土市一般会計補正予算(第10号)について。補正額は2,701万8千円を増額するもので, 補正後の総額は248億9,978万7千円です。

補正予算の内容について御説明申し上げます。

歳入につきましては, 財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては, 衛生費において, インフルエンザ予防接種事業(新型コロナ対策分)の計上, 並びに乳幼児学童インフルエンザ予防接種事業及び高齢者予防接種事業の減額を行っております。

以上, 2件の追加議案につきまして, 何とぞ御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長(柴田正樹君) 市長の提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております, 議案第99号から議案第100号の2件については, 会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略し, 直ちに審議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田正樹君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの議案第99号から議案第100号の2件については、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定いたしました。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田正樹君) どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田正樹君) どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第99号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長(柴田正樹君) 全員賛成です。

よって、議案第99号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次にお諮りいたします。

議案第100号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長(柴田正樹君) 全員賛成です。

よって、議案第100号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第10 発議第3号 インターネット上での人権保護を求める意見書

○議長(柴田正樹君) 日程第10、発議第3号、インターネット上での人権保護を求める意見書を議題といたします。

まず、議案を事務局長に朗読させます。

事務局長、野口泰正君。

○事務局長(野口泰正君) 発議第3号、インターネット上での人権保護を求める意見書。地方自治法第112条及び宇土市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和2年9月23日提出。

提出者、宇土市議会議員、中口俊宏、樫崎政治、山村保夫、藤井慶峰、園田茂、今中真之助。

宇土市議会議長 柴田正樹様。

以下、意見書につきましては、議席に配布しておりますので御覧願います。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 事務局長の朗読は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております、発議第3号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田正樹君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの発議第3号については、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定いたしました。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田正樹君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田正樹君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第3号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（柴田正樹君） 全員賛成です。

よって、発議第3号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第11 発議第4号 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書

○議長（柴田正樹君） 日程第11、発議第4号、防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書を議題といたします。

まず、議案を事務局長に朗読させます。

事務局長、野口泰正君。

○事務局長（野口泰正君） 発議第4号、防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書。地方自治法第112条及び宇土市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和2年9月23日提出。

提出者、宇土市議会議員、中口俊宏、樫崎政治、山村保夫、藤井慶峰、園田茂、今中真之助、芥川幸子。

宇土市議会議長 柴田正樹様。

以下、意見書につきましては、議席に配布しておりますので御覧願います。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 事務局長の朗読は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております、発議第4号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田正樹君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの発議第4号については、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定いたしました。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田正樹君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田正樹君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第4号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（柴田正樹君） 全員賛成です。

よって、発議第4号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、今定例会の日程は全部終了いたしました。

これをもって令和2年9月宇土市議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

午前11時35分閉会

○議長（柴田正樹君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、去る9月4日に招集されました今定例会も感染症対策を行いながらの定例会となりましたが、議員各位並びに執行部の皆様の御協力によりまして、本日ここに無事閉会の運びとなりましたことに心から厚く御礼を申し上げます。

ます。

最後に、閉会に当たりまして、市長からの御挨拶がございます。

市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。

まず、今定例会におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市議会並びに議員の皆様におかれましては、6月市議会定例会に引き続き、一般質問の時間短縮について特段の御配慮を賜りましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

また、補正予算案をはじめ多数の重要案件を御提案しましたが、慎重な御審議により、全て原案どおりに御決定をいただき、重ねて御礼を申し上げます。

会期中に議員の皆様からいただきました御意見、御要望につきましては、十分にこれを尊重し、可能なものは直ちに措置を講じるとともに、できる限り今後の市政運営に反映してまいり所存でございます。

それでは、まず、今月6日から7日にかけて本県に最接近いたしました台風10号関連について御報告いたします。

本市では、台風接近に伴いまして、6日午前9時に、警戒レベル4の避難勧告を発令し、市内15か所の避難所に、最大522世帯、1,150人が避難されました。

今回、これだけ多くの市民の方々が避難されたのは、熊本地震以来であり、当初開設しておりました避難所9か所に加え、急遽、6か所を追加開設するとともに、私自身も緊急時に備え、6日から市仮設庁舎に泊まり込み、災害対応に当たったところでございます。

この台風により、本市では、網田地区等の一部エリアで停電が発生したほか、農業分野では、一部ビニールハウスの破損や温州みかんが落果するなどの被害が発生しましたが、幸いにも甚大な被害はなく、大変安堵しているところでございます。

しかしながら、九州管内においては、停電の長期化や家屋の倒壊、土砂崩れ等が発生しております。今回の台風により、不幸にして亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々に対して心からお見舞いを申し上げます。

これから、もう暫く台風シーズンが続きますが、市民の皆様が命を守る行動を早めにとれるよう、今後も引き続き予防的避難所の開設をはじめ、危険と判断した際には躊躇なく避難勧告等の発令も行ってまいりますので、議員の皆様のお理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、市民の皆様におかれましては、今回の台風を教訓に、防災意識の向上に努めていただくとともに、災害の危険が迫ったときには、防災情報にアンテナを張って、早め早めの避難行動をとっていただきますようお願い申し上げます。

次に、来月25日、走潟小学校において、宇城広域連合消防本部、市消防団などの協力の

もと、宇土市総合防災訓練を開催いたします。

今回の訓練は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年より規模を縮小しての開催となりますが、走潟地区での初めての試みとして、走潟小学校の屋上を避難場所とした津波避難訓練を実施する予定でございます。

近年、全国各地で大規模な災害が発生しており、今年の7月豪雨災害におきましても、水害の恐ろしさというものをまざまざと見せつけられました。このコロナ禍であっても災害は待つてはくれません。本市におきましても、あらゆる災害を想定し、いざというときに迅速な対応ができるよう、実践的な訓練を実施してまいりたいと考えております。

また、今後、このコロナ禍の時代に即した、新しい防災訓練のあり方につきましても、検討する必要があると考えておりますので、引き続き議員の皆様のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、季節の変わり目に当たり、朝晩は肌寒く感じられるようになりました。議員の皆様におかれましては、体調管理に十分留意され、ますますお元気で御活躍されますことを御祈念申し上げ、閉会に当たっての挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長（柴田正樹君） これをもって終了いたします。どうもありがとうございました。

—————○—————

午前11時41分終了

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

宇土市議会議長 柴 田 正 樹

宇土市議会議員 佐美三 洋

宇土市議会議員 福 田 慧 一